

## 改正要旨

### ○設計業務共通仕様書

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正

#### 第1編 共通編

##### 第1章 総則

- ・第1102条用語の定義、第1107条照査技術者及び照査の実施、第1109条提出書類及び第1134条行政情報流出防止対策の強化の記述を一部訂正

##### 第2章 設計業務等一般

- ・第1209条設計業務の条件の記述を訂正
- ・主要技術基準及び参考図書の追加、削除、編集又は発行所及び発行年月の一部改正

#### 第6編 道路編

##### 第4章 道路設計

- ・第6408条道路詳細設計及び第6427条成果品に舗装工設計を追加記述

##### 第7章 トンネル設計

- ・第6704条山岳トンネル詳細設計の舗装工設計の記述を一部改正

##### 第9章 道路施設点検（新規に記述）

- ・第6901条道路施設点検の種類、第6902条道路防災カルテ点検、第6903条橋梁提起点検及び第6904条成果品について新規に記述

### ○測量業務共通仕様書

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正

#### 第1編 共通編

##### 第1章 総則

- ・第109条提出書類、第133条屋外で作業業務を行う時期及び時間の変更及び第134条行政情報流出防止対策の強化の記述を一部改正

### ○地質・土質調査業務共通仕様書

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正

#### 第1章 総則

- ・第101条適用及び第102条用語の定義の記述を一部改正及び総括監督員、主任監督員、監督員、了解、受理を定義
- ・第102条の2受注者の義務を新規に記述
- ・第107条主任技術者及び第108条担当技術者の記述を一部改正
- ・第109条提出書類にテクリスへの低入札登録について記述
- ・第110条打合せ等及び第111条業務計画書の記述を一部改正
- ・第116条成果の提出に提出部数及び電子納品対象業務の提出部数を追加記述
- ・第119条修補及び第127条再委託の記述を一部改正
- ・第129条守秘義務の詳細記述を追加
- ・第129条の2個人情報の取扱いを新規に記述
- ・第130条安全等の確保及び第131条臨機の措置の記述を一部改正
- ・第133条屋外で業務を行う時期及び時間の変更を新規に記述

- ・第134条行政情報流出防止対策の強化を新規に記述

## 第10章 地形・地表地質踏査

- ・第1002条業務内容の記述を改正
- ・第1003条成果品を新規に記述

## ○用地調査等業務共通仕様書関係

①国土交通省の用地調査等共通仕様書に石綿調査算定要領が追加されたことを参考とした改正

②第74条、第86条に必要な様式を明記

### 第6章 建物等の調査

- ①第55条第1項及び第2項に、石綿調査算定要領について明記
- ②第57条第1項及び第2項に、石綿調査算定要領について明記
- ③第66条第2項及び第3項に、石綿調査算定要領について明記
- ④第68条第1項及び第2項に、石綿調査算定要領について明記
- ⑤第74条第3項に、用材林調査表について明記
- ⑥第86条第1項に、用材林補償額算定書をについて明記した条文追加、第2項は第1項からの項ずれ

### 様式

- ①様式第13号の2、第14号の2、様式第14号の3、様式第18号の2、様式第28号を追加、様式第28号の2は様式番号ずれ

### 別記4 成果品一覧表

成果品一覧表に石綿調査算定要領の様式、墳墓類移転料算定表の様式番号、用材林調査表及び用材林補償額算定書の様式番号及び様式名称、動産移転料算定書の様式番号を追加

### 別記9 機械設備調査算定要領

一部を変更

### 別記10 附帯工作物調査算定要領

一部を変更

### 別記12 石綿調査算定要領

新規に追加

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書 加除表

1-1 設計業務共通仕様書

編章	条	除くページ	加えるページ
第1編 共通編 第1章 総則	設計全体目次1枚、設計目次2枚	3枚	3枚
	第1102条 用語の定義	1-1-3~1-1-4、1枚	1-1-3~1-1-4、1枚
	第1107条 照査技術者及び照査の実施	1-1-5~1-1-6、1枚	1-1-5~1-1-6、1枚
	第1109条 提出書類		
第2章 設計業務等一般	第1134条 行政情報流出防止対策の強化	1-1-15~1-1-20、3枚	1-1-15~1-1-20、3枚
	第1209条 設計業務の条件 1. 主要技術基準及び参考図書	1-1-21~1-1-24-7、5枚	1-1-21~1-1-24-7、5枚
第6編 道路編 第4章 道路設計	第6408条 道路詳細設計	1-1-243~1-1-244、1枚	1-1-243~1-1-244、1枚
	第6427条 成果品	1-1-267~1-1-268、1枚	1-1-267~1-1-268、1枚
第7章 トンネル設計	第6704条 山岳トンネル詳細設計	1-1-333~1-1-334、1枚	1-1-333~1-1-334、1枚
第9章 道路施設点検	第6901条 道路施設点検の種類	1-1-385~1-1-386-	1-1-385~1-1-386-
	第6902条 道路防災カルテ点検	1~1-1-386-4、3枚	1~1-1-386-4、3枚
	第6903条 橋梁提起点検		
	第6904条 成果品		

1-2 測量業務共通仕様書

編章	条	除くページ	加えるページ
第1編 共通編 第1章 総則	第109条 提出書類	1-2-5~1-2-6、1枚	1-2-5~1-2-6、1枚
	第133条 屋外で作業業務を行う時期及び時間の変更	1-2-12-2~1-2-12-3、1枚	1-2-12-2~1-2-12-3、1枚
	第134条 行政情報流出防止対策の強化		

1-3 地質・土質調査業務共通仕様書

編章	条	除くページ	加えるページ
第1章 総則	設計全体目次1枚、設計目次2枚	3枚	3枚
	第101条 適用	1-3-1~1-3-12、6枚	1-3-1~1-3-10~3-11-1~1-3-11-5~1-3-12、8枚
	第102条 用語の定義		
	第102条の2 受注者の義務		
	第107条 主任技術者		
	第108条 担当技術者		
	第109条 提出書類		
	第110条 打合せ等		
	第111条 業務計画書		
	第116条 成果の提出		
	第119条 修補		
	第127条 再委託		
	第129条 守秘義務		
	第129条の2 個人情報への取扱い		
第130条 安全等の確保			

	第131条 臨機の措置		
	第133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更		
	第134条 行政情報流出防止対策の強化		
第10章 地形・地表地質踏査	第1002条 業務内容 第1003条 成果品	1-3-39～1-3-40、1枚	1-3-39～1-3-40、1枚

#### 1-4 用地調査等業務共通仕様書

編章	条	除くページ	加える加えるページ
第6章 建物等の調査	用地目次、1枚	1枚	1枚
	第55条 木造建物	1-4-19～1-4-20、1枚	1-4-19～1-4-20、1枚
	第57条 非木造建物		
	第66条 木造建物	1-4-23～1-4-26、1枚	1-4-23～1-4-26、1枚
	第68条 非木造建		
	第74条 立竹木 第86条 立竹木		
1. 様式集	(様式第13号2)	1-4-65～1-4-66、1枚	1-4-65～1-4-66-3、3枚
	(様式第14号の2、様式第14号の3)		
	(様式第18号の2)	1-4-85～1-4-86、1枚	1-4-85～1-4-85-2～1-4-86、2枚
	(様式第28号、様式第28号の2)	1-4-101～1-4-102、1枚	1-4-101～1-4-101-2～1-4-102、2枚
5. 別記4	成果品一覧表	表題～1-4-232、6枚	表題～1-4-232、6枚
13. 別記9	機械設備調査算定要領	表題～1-4-345、21枚	表題～1-4-345、21枚
14. 別記10	附帯工作物調査算定要領	表題～1-4-355、6枚	表題～1-4-355、6枚
16. 別記12	石綿調査算定要領	なし	表題～1-4-372、5枚

※加除枚数は以下の加える部分の仕様書を両面印刷した場合の枚数



# 1 - 1 設計業務共通仕様書

## 第1編 共通編

- 第1章 総則
- 第2章 設計業務等一般

## 第2編 河川編

- 第1章 河川環境調査
- 第2章 河川調査・計画
- 第3章 河川構造物設計

## 第3編 海岸編

- 第1章 海岸構造物設計

## 第4編 砂防及び地すべり対策等編

- 第1章 砂防環境調査
- 第2章 砂防調査・計画
- 第3章 砂防構造物設計
- 第4章 地すべり対策調査・計画・設計
- 第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計
- 第6章 雪崩対策調査・計画・設計

## 第5編 ダム編

(特記仕様書による)

## 第6編 道路編

- 第1章 道路環境調査
- 第2章 交通現況調査
- 第3章 道路網・路線計画
- 第4章 道路設計
- 第5章 地下構造物設計
- 第6章 地下駐車場計画・設計
- 第7章 トンネル設計
- 第8章 橋梁設計

## 第7編 公園緑地編

- 第1章 公園緑地設計

## 第8編 下水道編

(「下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託」国土交通省都市・地域整備局下水道部発行を適用する)

## 第9編 港湾編

(「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」国土交通省港湾局発行を適用する)

## 第10編 農業農村整備編

- 第1章 総則
- 第2章 ポンプ場設計
- 第3章 水路工設計
- 第4章 ほ場整備設計
- 第5章 農道設計
- 第6章 ため池設計

## 第11編 森林整備編

- 第1章 治山設計
- 第2章 林道設計

## 第12編 漁港漁場整備編

(「1-7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書」による)



第6807条 橋梁拡幅詳細設計	1 - 1 - 375
<b>第4節 橋梁補強設計</b>	1 - 1 - 378
第6808条 橋梁補強設計の区分	1 - 1 - 378
第6809条 橋梁補強予備設計	1 - 1 - 378
第6810条 橋梁補強詳細設計	1 - 1 - 380
<b>第5節 成果品</b>	1 - 1 - 383
第6811条 成果品	1 - 1 - 383

## 第9章 道路施設点検

<b>第1節 道路施設点検の種類</b>	1 - 1 - 386-1
第6901条 道路施設点検の種類	1 - 1 - 386-1
<b>第2節 道路防災カルテ点検</b>	
第6902条 道路防災カルテ点検	1 - 1 - 386-1
<b>第3節 橋梁定期点検</b>	1 - 1 - 386-1
第6903条 橋梁提起点検	1 - 1 - 386-1
<b>第4節 成果品</b>	1 - 1 - 386-4
第6904条 成果品	1 - 1 - 386-4

## 第7編 公園緑地編

### 第1章 公園緑地設計

<b>第1節 公園設計の区分</b>	1 - 1 - 387
第7101条 設計の区分	1 - 1 - 387
<b>第2節 公園緑地設計</b>	1 - 1 - 387
第7102条 基本計画	1 - 1 - 387
第7103条 基本設計	1 - 1 - 388
第7104条 実施設計	1 - 1 - 388
<b>第3節 成果品</b>	1 - 1 - 390
第7105条 成果品	1 - 1 - 390

## 第8編 下水道編

(「下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託」国土交通省都市・地域整備局下水道部発行を適用する)

## 第9編 港湾編

(「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」国土交通省港湾局発行を適用する)

## 第10編 農業農村整備編

### 第1章 総 則

第1節 総 則 .....	1-1-391
第10101条 適 用 .....	1-1-391
第10102条 用語の定義 .....	1-1-391
第10103条 業務の着手 .....	1-1-391
第10104条 設計図書の支給及び点検 .....	1-1-391
第10105条 監督職員 .....	1-1-391
第10106条 管理技術者 .....	1-1-391
第10107条 照査技術者及び照査の実施 .....	1-1-391
第10108条 担当技術者 .....	1-1-391
第10109条 提出書類 .....	1-1-391
第10110条 打合せ等 .....	1-1-392
第10111条 業務計画書 .....	1-1-392
第10112条 資料等の貸与及び返却 .....	1-1-392
第10113条 関係官公庁への手続き等 .....	1-1-392
第10114条 地元関係者との交渉等 .....	1-1-392
第10115条 土地への立入り等 .....	1-1-392
第10116条 成果品の提出 .....	1-1-392
第10117条 関連法令及び条例の遵守 .....	1-1-392
第10118条 検 査 .....	1-1-392
第10119条 修 補 .....	1-1-392
第10120条 条件変更等 .....	1-1-392
第10121条 契約変更 .....	1-1-392
第10122条 履行期間の変更 .....	1-1-392
第10123条 一時中止 .....	1-1-392
第10124条 発注者の賠償責任 .....	1-1-392
第10125条 受注者の賠償責任 .....	1-1-393
第10126条 部分使用 .....	1-1-393
第10127条 再委託 .....	1-1-393
第10128条 成果品の使用等 .....	1-1-393
第10129条 守秘義務 .....	1-1-393
第10130条 安全等の確保 .....	1-1-393
第10131条 臨機の措置 .....	1-1-393
第10132条 履行報告 .....	1-1-393
第2節 設計業務等一般 .....	1-1-393
第10133条 使用する技術基準等 .....	1-1-393

第10134条	現地踏査	1-1-393
第10135条	設計業務等の種類	1-1-393
第10136条	調査業務の内容	1-1-393
第10137条	計画業務の内容	1-1-393
第10138条	設計業務の内容	1-1-393
第10139条	調査業務の条件	1-1-394
第10140条	計画業務の条件	1-1-394
第10141条	設計業務の条件	1-1-394
第10142条	調査業務及び計画業務の成果	1-1-394
第10143条	設計業務の成果	1-1-394

## 第2章 ポンプ場設計

第1節	総則	1-1-395
第2節	設計業務等一般	1-1-395
第3節	ポンプ場設計	1-1-395
第10201条	ポンプ場設計の分類	1-1-395
第10202条	構想設計	1-1-395
第10203条	基本設計	1-1-396
第10204条	実施設計	1-1-398
第4節	成果品	1-1-401
第10205条	成果品	1-1-401

## 第3章 水路工設計

第1節	総則	1-1-402
第2節	設計業務等一般	1-1-402
第3節	水路工設計の種類	1-1-402
第10301条	水路工設計の種類	1-1-402
第4節	用水路路線計画	1-1-402
第10302条	用水路路線設計の分類	1-1-402
第10303条	構想設計	1-1-402
第10304条	基本設計	1-1-403
第10305条	実施設計	1-1-405
第5節	用水路（開水路）設計	1-1-406
第10306条	用水路（開水路）設計の分類	1-1-406
第10307条	構想設計	1-1-406
第10308条	基本設計	1-1-407
第10309条	実施設計	1-1-409

<b>第 6 節 水路トンネル設計</b> .....	1 - 1 - 410
第10310条 水路トンネル設計の分類 .....	1 - 1 - 410
第10311条 構想設計 .....	1 - 1 - 410
第10312条 基本設計 .....	1 - 1 - 412
第10313条 実施設計 .....	1 - 1 - 413
<b>第 7 節 排水路路線計画設計</b> .....	1 - 1 - 414
第10314条 排水路路線計画設計の分類 .....	1 - 1 - 414
第10315条 構想設計 .....	1 - 1 - 415
第10316条 基本設計 .....	1 - 1 - 416
第10317条 実施設計 .....	1 - 1 - 417
<b>第 8 節 排水路設計</b> .....	1 - 1 - 418
第10318条 排水路設計の分類 .....	1 - 1 - 418
第10319条 構想設計 .....	1 - 1 - 418
第10320条 基本設計 .....	1 - 1 - 420
第10321条 実施設計 .....	1 - 1 - 421
<b>第 9 節 パイプライン路線計画設計</b> .....	1 - 1 - 422
第10322条 パイプライン路線計画設計の分類 .....	1 - 1 - 422
第10323条 構想設計 .....	1 - 1 - 423
第10324条 基本設計 .....	1 - 1 - 424
第10325条 実施設計 .....	1 - 1 - 425
<b>第 10 節 パイプライン設計</b> .....	1 - 1 - 426
第10326条 パイプライン設計の分類 .....	1 - 1 - 426
第10327条 構想設計 .....	1 - 1 - 426
第10328条 基本設計 .....	1 - 1 - 427
第10329条 実施設計 .....	1 - 1 - 429
<b>第 11 節 暗渠設計</b> .....	1 - 1 - 430
第10330条 暗渠設計の分類 .....	1 - 1 - 430
第10331条 構想設計 .....	1 - 1 - 430
第10332条 基本設計 .....	1 - 1 - 431
第10333条 実施設計 .....	1 - 1 - 433
<b>第 12 節 落差工設計</b> .....	1 - 1 - 434
第10334条 落差工設計の分類 .....	1 - 1 - 434
第10335条 構想設計 .....	1 - 1 - 434
第10336条 基本設計 .....	1 - 1 - 435
第10337条 実施設計 .....	1 - 1 - 437
<b>第 13 節 急流工設計</b> .....	1 - 1 - 438
第10338条 急流工設計の分類 .....	1 - 1 - 438

24. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
27. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
34. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
36. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
38. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
39. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
40. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

## 第1102条の2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

### 第1103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

### 第1104条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

### 第1105条 監督職員

1. 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

### 第1106条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。



7. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

#### 第1107条 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはR C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者でなければならない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
5. 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。

#### 第1108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

#### 第1109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録

機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、閉庁日を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### 第1110条 打合せ等

1. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。  
なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

#### 第1111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果品の品質を確保するための計画
  - (7) 成果品の内容、部数
  - (8) 使用する主な図書及び基準
  - (9) 連絡体制(緊急時含む)
  - (10) 使用する主な機器
  - (11) その他

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 第2章 設計業務等一般

### 第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。特に、環境配慮については、環境影響評価法、島根県環境影響評価条例の遵守のほか、島根県公共事業環境配慮指針に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

### 第1202条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

### 第1203条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

### 第1204条 調査業務の内容

調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

### 第1205条 計画業務の内容

計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

### 第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。
2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。
4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数

量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。

5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

#### 第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

#### 第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

#### 第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 受注者は、本条2項において、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJ I S、J A Sの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。

特に、建設リサイクル法に規定する、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）については、「島根県特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づき、再資源化等を先導する観点から、最終処分する量をゼロにする設計に努めるものとする。

また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議するものとする。
11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うと共に、「しまねハツ建設ブランド」

登録技術（県内開発新技術）を積極的に活用するための検討を行うものとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NET I S）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うと共に、「しまねハツ建設ブランド」登録技術（県内開発新技術）を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

13. 受注者は、設計にあたり島根県公共土木工事木製構造物等設計指針に基づき木製構造物を利用できる箇所については積極的に活用を検討するものとし、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

#### 第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。

#### 第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

##### (1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

##### (2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

##### (3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

##### (4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」を参考に工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

##### (5) 概算工事費

概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもと

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法

(ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

**第1212条 環境配慮の条件**

1. 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。
2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成15年7月法律第119号）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。



1. 主要技術基準及び参考図書

H25.3現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	国土交通省制定土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準	土 木 学 会	H21. 2
3	水理公式集	土 木 学 会	H11. 11
4	J I Sハンドブック	日 本 規 格 協 会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H22. 4
6	土木工事安全施工技術指針の解説	国土技術研究センター	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国 土 交 通 省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3
10	島根県公共工事共通仕様書	島 根 県	H24. 4
11	国土交通省公共工事共通仕様書	国 土 交 通 省	H25. 3
12	地盤調査の方法と解説	地 盤 工 学 会	H16. 6
13	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地 盤 工 学 会	H21. 11
14	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20. 12
15	公共測量 作業規定の準則	国 土 交 通 省	H25. 3
16	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日 本 測 量 協 会	H24. 10
17	測量成果電子納品要領(案)	国 土 地 理 院	H20. 12
18	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国 土 地 理 院	H24. 11
19	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国 土 地 理 院	H13. 5
20	公共測量成果改定マニュアル	国 土 地 理 院	H20. 4
21	電子納品運用ガイドライン(簡易版) 【業務編・工事編】	島根県土木部技術管理課	H25. 2
22	2007年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土 木 学 会	H20. 3
23	2007年制定 舗装標準示方書	土 木 学 会	H19. 3
24	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土 木 学 会	H20. 3
25	2010年制定 コンクリート標準示方書(規準編)	土 木 学 会	H22. 11
26	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土 木 学 会	H20. 3
27	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土 木 学 会	H20. 3
28	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20. 5
29	デジタル写真管理情報基準(案)	国 土 交 通 省	H22. 9
30	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11. 5
31	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会	H 3. 4
32	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
33	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
34	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
35	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
36	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2
37	シールド工事前標準セグメント	日本下水道協会	H13. 7
38	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16. 12
39	軟岩評価—調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H 4. 11
40	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地 盤 工 学 会	H12. 3
41	グラウンドアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15. 5
42	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
43	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
44	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H 6. 10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
45	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3
46	薬液注入工法設計施工指針	日本グラウト協会	H1. 6
47	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
48	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
49	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6
50	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
51	高圧受電設備規程	日本電気協会	H20. 9
52	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16. 9
53	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H 7. 8
54	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H13. 3
55	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2
56	建設発生土利用技術マニュアル 第3版	土木研究センター	H16. 9
57	建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議	H14.11
58	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	毎年発行
59	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改定版(案)	国土地理院	H20. 3
60	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国土地理院	H21.10
61	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 5
62	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19.11
63	猛禽類保護の進め方(特にイワシ・クマカ・材カについて)	日本鳥類保護連盟	H15. 7
64	環境省大気常観マニュアル	環境省水・大気環境局	H22. 3
65	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環 境 庁	H11. 6
66	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に関する地域)	環 境 庁	H12. 4
67	面的評価支援システム操作マニュアル(本編)	環境省水・大気環境局	H23.10
68	改訂・解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10.11
69	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	H21. 7
70	基準点測量製品仕様書(詳細版)(簡易版)	国土地理院	H24. 6
71	水準測量(新設・復旧)製品仕様書(詳細版)(簡易版)	国土地理院	H24. 6
72	水準測量(改測・地盤変動)製品仕様書	国土地理院	H24. 6
73	地図情報レベル1000データ作成の製品仕様書(案)	国土地理院	H20. 3
74	写真地図作成の製品仕様書(案)	国土地理院	H24. 2
75	路線測量製品仕様書	国土地理院	H24. 2
76	河川測量製品仕様書	国土地理院	H24. 2
77	用地測量製品仕様書	国土地理院	H24. 2
78	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	H25
79	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	H25

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12.12
3	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
4	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
5	河川砂防技術基準(案)調査編	国土交通省	H24. 6
6	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17. 11
7	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H 9. 10
8	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
9	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
10	流域貯留施設等技術指針(案)	雨水貯留浸透技術協会	H19. 4
11	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19. 9
12	数字で見る港湾 2011	日本港湾協会	H23. 7
13	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)-付解説 ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
14	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12
15	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H21. 4
16	ダム・堰施設技術基準(案)	ダム・堰施設技術協会	H21. 6
17	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
18	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10
19	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例	日本河川協会	H19. 9
20	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2
21	海岸保全施設築造基準解説(複製版)	全国海岸協会	H16. 6
22	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
23	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
24	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H22. 6
25	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
26	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44. 1
27	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 3
28	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61. 5
29	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
30	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
31	河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル河川版	リバーフロント整備センター	H18. 3
32	河川水辺の国勢調査基本調査マニュアルダム湖版	ダム水源地環境整備センター	H18. 3
33	河川関係法令例規集	第一法規	—
34	護岸の力学的設計法	国土開発技術研究センター	H19. 11
35	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
36	漁港・漁場の施設の設計の手引2003年版(上・下巻)	全国漁港漁場協会	H15. 10
37	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52. 3
38	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
39	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H 1. 4
40	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2
41	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
42	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
43	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5. 10
44	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
45	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8. 11
46	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14. 1
47	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
48	海岸保全計画の手引き	全 国 海 岸 協 会	H 6. 3
49	緩傾斜堤の設計の手引き	全 国 海 岸 協 会	H18. 1
50	人工リーフの設計の手引き	全 国 海 岸 協 会	H16. 3
51	治水経済調査マニュアル(案)	国 土 交 通 省 河 川 局	H17. 4
52	港湾調査指針	日 本 港 湾 協 会	S62. 6
53	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日 本 港 湾 協 会	H 3. 3
54	ビーチ計画・設計マニュアル	日 本 マ リ ー ナ ビ ー チ 協 会	H17.10
55	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿 岸 開 発 技 術 開 発 セ ン タ ー	H 3. 3
56	農地防災事業便覧	農 地 防 災 事 業 研 究 会	H11. 1
57	漁港計画の手引き	全 国 漁 港 協 会	H 4.11
58	漁港海岸事業設計の手引き	全 国 漁 港 協 会	H 8. 9
59	水と緑の溪流づくり調査	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 3. 8
60	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 6. 9
61	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H 3. 1
62	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全 国 治 水 砂 防 協 会	S59 .10
63	ダム貯水池水質調査要領	ダ ム 水 源 地 環 境 整 備 セ ン タ ー	H8. 1
64	グラウチング技術指針・同解説	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H15. 7
65	鋼製砂防構造物設計便覧	砂 防 ・ 地 す べ り 技 術 セ ン タ ー	H21. 9
66	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総 合 土 石 流 対 策 基 本 計 画 検 討 委 員 会	H 1. 9
67	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建 設 省 河 川 局 砂 防 部	H11. 4
68	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜 面 防 災 対 策 技 術 協 会	H20. 5
69	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全 国 治 水 砂 防 協 会	H19. 9
70	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H 1. 4
71	フィルダムの耐震設計指針(案)	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H 3. 6
72	多目的ダムの建設	全 国 建 設 研 修 セ ン タ ー	H17. 6
73	コンクリートダムの細部技術	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H22. 8
74	ルジオンテスト技術指針・同解説	国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー	H18. 7
75	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	電 力 土 木 技 術 協 会	H23. 3
76	ダムの地質調査	土 木 学 会	S62. 6
77	ダムの岩盤掘削	土 木 学 会	H 4. 4
78	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土 木 学 会	H12.12
79	軟岩の調査・試験の指針(案)	土 木 学 会	H 4.12
80	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国 土 交 通 省 河 川 局	H20. 5
81	河川景観の形成と保全の考え方	国 土 交 通 省 河 川 局	H18.10
82	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国 土 交 通 省 河 川 局 河 川 環 境 課	H18. 8
83	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H19. 3
84	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国 土 交 通 省 砂 防 部	H19. 2
85	海岸景観形成ガイドライン	国 土 交 通 省 河 川 局 ・ 港 湾 局 、 農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 、 水 産 庁	H18. 1
86	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国 土 交 通 省	H18. 6
87	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13. 8
88	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国 土 交 通 省	H16. 3
89	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)	建 設 省 河 川 局	—
90	試験湛水実施要領(案)	国 土 交 通 省	H 11.10
91	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24. 6
92	巡航RCD工法施工技術資料	ダ ム 技 術 セ ン タ ー	H24. 2
93	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国 土 交 通 省	H21. 7
94	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土 木 研 究 所 材 料 地 盤 研 究 グ ル ー プ ( 地 質 ) 他	H18. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
95	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9
96	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5
97	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3
98	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H19. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>〔3〕 道 路 関 係</b>			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H23. 9
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	国土交通省	—
7	全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点(調査調査編)	国土交通省	—
8	全国道路街路交通情勢調査実施要綱 駐車場調査(調査編)	国土交通省	—
9	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2
10	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
11	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
12	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	H20. 7
13	クロソイドポケットブック	日本道路協会	S49. 8
14	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
15	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2
16	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	Transportation Research Board	2010
17	平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	H19. 7
18	平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	H19.10
19	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会	H24. 1
20	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
21	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会	H23. 1
22	道路環境影響評価の技術手法 I・II・III	道路環境研究所	H19. 9
23	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
24	道路土工-切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	H21. 6
25	道路土工-盛土工指針	日本道路協会	H22. 4
26	道路土工-軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	H24. 7
27	道路土工-仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
28	道路土工-擁壁工指針	日本道路協会	H24. 7
29	道路土工-カルバート工指針	日本道路協会	H11. 3
30	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14.10
31	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	土木研究センター	H15.11
32	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル	土木研究センター	H12. 2
33	プレキャストカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H23. 3
34	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針	強化プラスチック複合管協会	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管・継手協会	H16. 3
37	PCボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3.10
38	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18.11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
39	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編)	日本道路協会	H14. 3
40	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編)	日本道路協会	H24. 3
41	道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編)	日本道路協会	H24. 3
42	道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)	日本道路協会	H24. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H24. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9.12
50	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会	H24. 4
51	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
52	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
53	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
54	プレキャストブロック工法によるプレレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10
55	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
56	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
57	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11
58	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4
59	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17.12
60	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 写真集	日本道路協会	H12. 6
61	鋼橋の疲労	日本道路協会	H19. 5
62	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
63	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7
64	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
65	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2
66	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
67	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1
68	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. 4
69	美しい橋のデザインマニュアル第1集	土木学会	H 5. 3
70	美しい橋のデザインマニュアル第2集	土木学会	H 5. 7
71	道路橋景観便覧 ・橋の美 Ⅰ ・橋の美 Ⅱ ・橋の美 Ⅲ(橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52. 7 S56. 6 H 4. 5
72	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20.10
73	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
74	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
75	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5.11
76	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21. 2
77	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8.10
78	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
79	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
80	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2
81	排水性舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 8.11
82	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日本道路協会	H 2.11
83	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	日本道路協会	H 4.12

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
84	舗装設計便覧	日本道路協会	H18. 2
85	舗装施工便覧	日本道路協会	H18. 2
86	アスファルト混合所便覧	日本道路協会	H 8.10
87	舗装再生便覧	日本道路協会	H22.11
88	砂利道の歴青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59. 9
89	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61. 9
90	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 6
91	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S57. 7
92	製鋼スラグ路盤設計施工指針	鐵鋼スラグ協会	S60. 9
93	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック舗装技術協会	H19. 3
94	設計要領第一集 舗装編	N E X C O	H24. 7
95	構内舗装・排水設計基準及び同解説	公共建築協会	H13. 4
96	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37. 5
97	路上再生路盤工法技術指針(案)	日本道路協会	S62. 1
98	路上表層再生工法技術指針(案)	日本道路協会	S63.11
99	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53. 7
100	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22. 1
101	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日本道路協会	H18. 9
102	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日本道路協会	H19. 3
103	落石対策便覧	日本道路協会	H12. 6
104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63.12
105	道路防雪便覧	日本道路協会	H 2. 5
106	共同溝設計指針	日本道路協会	S61. 3
107	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H 6. 3
108	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
109	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H 5. 8
110	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H20. 1
111	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16. 3
112	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S62. 1
113	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10
114	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会	H19.10
115	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会	H20. 8
	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省	H23. 9
116	道路反射鏡設置指針	日本道路協会	S55.12
117	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会	S60. 9
118	道路標識ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H16. 8
119	路面標示ハンドブック	全国道路標識・表示業協会	H10. 4
120	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会	H 4.11
121	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会	H11. 9
122	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道路環境研究所	H17. 7
123	平成21年度道路環境センサス調査要領	国土交通省道路局 地方道環境課、国土技 術政策総合研究所	H21. 6
124	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1
125	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H 8. 8
126	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター	H 8. 8

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
127	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター	H 8.12
128	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター	H19. 9
129	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3
130	橋梁点検要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3
131	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課	H16. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>[ 4 ] 公園緑地関係</b>			
1	都市公園技術標準	国 土 交 通 省	H22. 4
2	都市公園技術標準解説書	日本公園緑地協会	H22. 6
3	造園施工管理 技術編・法規編	日本公園緑地協会	H23. 4
4	屋外体育施設の建設指針	日本体育施設協会	H24. 5
5	道路緑化技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S63.12
6	開発許可制度の手引き(案)技術編	島根県土木部都市計画課	H19.11
7	開発許可制度の手引き(案)事務編	島根県土木部都市計画課	H23.10
8	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 8
9	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 5
10	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 7
11	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22. 6
12	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	公 共 建 築 協 会	H22.12
13	建築工事標準詳細図	公 共 建 築 協 会	H22.11
14	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解	日 本 建 築 学 会	H22. 3
15	建築基礎構造設計指針	日 本 建 築 学 会	H13.10
16	消防設備等の技術基準	広島県消防設備管理協会	H18.10
17	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国 土 交 通 省	H24. 3
18	みんなのための公園づくり	日本公園緑地協会	H20. 2
19	都市公園における遊具の安全確保に関する指針	国 土 交 通 省	H20. 8
20	遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008	日本公園施設業協会	H20. 8
21	公園緑地マニュアル	日本公園緑地協会	H24. 6
22	島根県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル	島根県 健康福祉部障がい福祉課 土木部建築住宅課	H17. 4
23	防災公園計画・設計ガイドライン	都市緑化技術開発機構	H11. 8
24	防災公園技術ハンドブック	都市緑化技術開発機構	H12. 3
25	続・防災公園技術ハンドブック	都市緑化技術開発機構	H17.10
26	遊泳プールの安全・衛生管理の解説	日本体育施設協会	H19. 7
27	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)①普及マニュアル	都市緑化技術開発機構	H 7.11
28	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)②技術マニュアル	都市緑化技術開発機構	H 8. 4
29	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)③植物マニュアル	都市緑化技術開発機構	H 8. 6
30	Neo Green Space Design(新・緑空間デザインマニュアル)④設計・施設マニュアル	都市緑化技術開発機構	H16.10
31	ドッグラン整備ガイドブック	NPO社会動物環境整備協会	H20. 9
32	グラウンドカバー緑化ガイドブック	都市緑化技術開発機構	H 6.11
33	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説	日 本 緑 化 セ ン タ ー	H21. 2
34	植栽基盤整備技術マニュアル	日 本 緑 化 セ ン タ ー	H21. 3
35	公園・緑化技術5ヶ年計画	都市緑化技術開発機構	H 6.11
36	造園CPD(継続教育)ガイドブック	日 本 造 園 学 会	H21. 4



No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>〔5〕 農業農村整備</b>			
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「農業用水(水田)」)	農 林 水 産 省	H22. 7
2	土地改良事業計画設計基準(計画「農業用水(畑)」)	(社)農業土木学会	H 9. 6
3	土地改良事業計画設計基準(計画「水温水質」)	(社)農業土木学会	S42.11
4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「排水」)	(社)農業土木学会	H18. 3
5	土地改良事業計画設計基準(計画「河口改良」)	(社)農業土木学会	S42.11
6	土地改良事業計画設計基準(計画「開墾」)	(社)農業土木学会	S31.12
7	土地改良事業計画設計基準(計画「農地開発(開畑)」)	(社)農業土木学会	S59. 1
8	土地改良事業計画設計基準(計画「海面干拓」)	(社)農業土木学会	S27.12
9	土地改良事業計画設計基準(計画「湖沼干拓」)	(社)農業土木学会	S31.12
10	土地改良事業計画設計基準(計画「埋立」)	(社)農業土木学会	S31.12
11	土地改良事業計画設計基準(計画「ほ場整備(水田)」)	(社)農業土木学会	H12. 1
12	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(計画「ほ場整(畑)」)	(社)農業土木学会	H19. 4
13	土地改良事業計画設計基準(計画「暗きょ排水」)	(社)農業土木学会	H12.11
14	土地改良事業計画設計基準(計画「土層改良」)	(社)農業土木学会	S59. 1
15	土地改良事業計画設計基準(計画「農地保全」)	(社)農業土木学会	S54. 7
16	土地改良事業計画設計基準(計画「農地地すべり防止対策」)	(社)農業土木学会	H16. 5
17	土地改良事業計画設計基準(計画「水質障害対策」)	(社)農業土木学会	S55. 8
18	土地改良事業計画設計基準(計画「農道」)	(社)農業土木学会	H13. 8
19	土地改良事業計画設計基準(設計「ダム」)	(社)農業土木学会	H15. 4
20	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「頭首工」)	(社)農業農村工学会	H20. 3
21	土地改良事業計画設計基準(設計「水路工」)	(社)農業土木学会	H13. 2
22	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「パイプライン」)	(社)農業農村工学会	H21. 3
23	土地改良事業計画設計基準(設計「水路トンネル」)	(社)農業土木学会	H 8.10
24	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説(設計「ポンプ場」)	(社)農業土木学会	H18. 3
25	土地改良事業計画設計基準(設計「海面干拓」)	(社)農業土木学会	S41. 3
26	土地改良事業計画設計基準(設計「農道」)	(社)農業土木学会	H17. 3
27	土地改良事業計画設計基準(設計「水利アスファルト工(前編)」)	(社)農業土木学会	S42. 2
28	土地改良事業計画設計基準(設計「水利アスファルト工(後編)」)	(社)農業土木学会	S45. 6
29	土地改良事業計画指針(防風施設)	(社)農業土木学会	S62. 9
30	土地改良事業計画指針(畑地帯集水利用)	(社)農業土木学会	H 2. 4
31	土地改良事業計画指針(農村環境整備)	(社)農業土木学会	H 9. 2
32	土地改良事業計画指針(農地開発(改良山成工))	(社)農業土木学会	H 4. 5
33	土地改良事業計画指針(マイクロかんがい)	(社)農業土木学会	H 6. 4
34	土地改良事業設計指針(耐震設計)	(社)農業土木学会	H59. 3
35	土地改良事業設計指針(ファーム Pond)	(社)農業土木学会	H11. 3
36	土地改良事業設計指針(ため池整備)	(社)農業土木学会	H12. 2
37	土地改良事業標準設計(擁壁)	(社)土地改良技術情報センター	H11. 3
38	土地改良事業標準設計(農地造成)	(社)土地改良技術情報センター	H 1. 1
39	土地改良事業標準設計(ほ場整備)	(社)土地改良技術情報センター	H 3. 3
40	土地改良事業標準設計(水路付帯構造物)	(社)土地改良技術情報センター	H 1. 1
41	土地改良事業標準設計図面集(鉄筋コンクリート二次製品)	(社)農業農村整備情報総合センター	H13. 2
42	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(社)農業土木機械化協会	H14. 3
43	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(社)農業土木事業協会	H21. 3
44	鋼構造物計画設計技術指針(小形水門扉編)	農 林 水 産 省	H22. 3
45	鋼構造物計画設計技術指針(小水力発電設備編)	(社)農業土木機械化協会	S61. 4
46	鋼構造物計画設計技術指針(除塵設備編)	(社)農業土木事業協会	H13.11

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
47	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	(社)農業土木機械化協会	H19. 3
48	電気設備計画設計技術指針(特別高圧編)	(社)農業土木機械化協会	H20. 3
49	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	(社)農業土木事業協会	H19. 3
50	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	(社)農業土木事業協会	H18. 3
51	バルブ設備計画設計技術指針	(社)農業土木事業協会	H14. 8
52	農業農村工学ハンドブック	(社)農業農村工学会	H22. 8
53	農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	(社)農業土木事業協会	H18.11
54	無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工の手引き	(社)農業土木事業協会	H 4. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>〔6〕 森林整備</b>			
(森林整備共通)			
1	治山林道必携(積算・施工編)	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H24. 7
2	治山林道必携(調査・測量・設計編)	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H23. 9
3	森林土木ハンドブック	林業土木コンサルタンツ	H17 .6
4	森林土木工事安全施工技術指針	森林土木工事安全施工技術指針研究会	H15. 5
5	森林土木木製構造物施工マニュアル	(社)日本治山治水協会・日本林道協会	H24. 7
(治山)			
6	治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10
7	治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12
8	治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H15. 5
9	治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12. 7
10	治山ダム・土留工断面表	林業土木コンサルタンツ	H11. 9
(林道)			
11	林道規程～運用と解説～	日本林道協会	H23. 8
12	林道必携(技術編)	日本林道協会	H23. 8
13	森林土木構造物標準設計 擁壁編	林業土木コンサルタンツ	H18.10
14	森林土木構造物標準設計 コンクリート管技術資料	林業土木コンサルタンツ	H15. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>〔7〕 電気・機械・設備等</b>			
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会	—
2	(解説)電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全保安院	H23. 7
3	内線規程 JEAC	日本電気協会	H24. 2
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H23. 3
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H22. 9
6	建築設備設計基準	国土交通省	H21. 3
7	公共建築工事標準仕様書[建築工事編]	国土交通省	H22. 3

注意：最新版を使用するものとする。

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

#### (5) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防護工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする

#### (6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅3m以下または延長30m未満）、階段工（高さ3m未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

#### (7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

#### (8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

#### (9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

#### (10) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

#### (11) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

##### 1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

##### 2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断面図

実測縦断面図を用い、計画した縦断面線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断面図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断面図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断面図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

5) 横断面図

実測横断面図を用い、横断面設計に基づいて設計する。横断面図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

6) 土積図

上段に縦断面図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

7) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(12)数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13)照査

照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 計画の概要
- 2) 各種検討の経緯とその結果
- 3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）
- 4) その他必要事項

## 第8節 成果品

### 第6427条 成果品

受注者は、表6.4.1～表6.4.6に示す成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表6.4.1 道路設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
道路概略 設計	平面計画	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:2500または、1: 5000	
	縦断計画	縦断図	V=1:250、H=1:2500 または、 V=1:500、H=1:5000	
	主要構造物計画	一般図	1:500～1:1000	
	横断計画	標準横断図	1:100～1:200	
		横断図	1:200～1:500	
	概算工事費	数量計算書	—	概略・用地補償 の数量含む
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
	道路予備 設計(A) 及び 道路予備 修正	平面計画	路線図	1:2500～1:50000
平面図			1:1000	
縦断計画		縦断図	V=1:100～1:200 H=1:1000	
横断計画		標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
主要構造物計画		一般図	1:200～1:500	
概算工事費		数量計算書	—	用地補償の数量 含む
		概算工事費	—	
報告書		報告書	—	ルートの決定事項
		中心線座標計算書	—	設計図書による

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
道路予備設計(B)	平面設計	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
及び道路予備修正	縦断設計	縦断図	V=1:100~1:200 H=1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
	構造物設計	一般図	1:200~1:500	
	用排水設計	用排水系統図	1:1000	
		流量計算書	—	
	用地幅杭計画	用地幅杭表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	用地補償の数量含む
		概算工事費	—	
	報告書	報告書	—	
道路詳細設計	平面設計	路線図	1:2500~1:50000	市販地図等
		平面図	1:500または1:1000	
	縦断設計	縦断図	V=1:200, H=1:1000 または V=1:100, H=1:500	地形条件等必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100, H=1:1000等
	横断設計	標準横断図	1:50または1:100	
		横断図	1:100または1:200	
		土積図	縦断図 V=1:400 H=1:2000 土積図 H=1:2000 V=1cmを 10000m <sup>3</sup> または 20000m <sup>3</sup>	適宜
	構造物設計	詳細図	適宜	
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500または1:1000	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	—	
	舗装工設計	舗装工詳細図	適宜	
	数量計算	数量計算書	—	
報告書	報告書	—		

3) 掘削方式及び掘削工法の確認

受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。

(5) 坑門工設計

受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。

(6) 坑門工比較設計

受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(7) 防水工等設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水柵等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水システムの計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通量をもとに、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 非常用施設設計

1) トンネル等級の検討

受注者は、トンネル延長及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。

2) 非常用施設の箱抜き設計

受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。

(11) 内装設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、調査職員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき仮設栈橋及び防音壁等について、設計計算を行い断面形状・寸法を決定し、調査職員と協議のうえ、細部構造の設計を行うものとする。

#### (13)設計図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

- 1) トンネル位置図
- 2) 平面図、縦断図
- 3) 地質平面・縦断図
- 4) トンネル標準断面図及び支保工詳細図
- 5) 本体工補強鉄筋図
- 6) 坑門工一般図及び坑門工構造詳細図
- 7) 排水系統図及び排水工詳細図
- 8) 防水工等詳細図
- 9) 舗装工詳細図
- 10) 非常用施設配置図及び箱抜詳細図

#### (14)施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討を、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) トンネルの施工法、施工順序及び施工機械
- 2) 工事工程計画
- 3) 施工ヤード計画
- 4) 施工中の計測計画
- 5) 施工にあたっての留意事項

なお、受注者は、施工方法、施工ヤード計画・立案は設計図書に規定する条件で行うものとする。

#### (15)仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画）
- 2) 工事中の仮排水計画（計画立案）
- 3) 工所用電力設備（容量算定及び設備計画）
- 4) 給水設備（使用量、水槽容量の算定）
- 5) 給気設備（容量の算定）
- 6) 汚濁水処理設備（計画立案）
- 7) ストックヤード（計画立案）
- 8) 工所用道路計画（1/2, 500程度の地形図による概略検討）



表6.8.3 橋梁補強設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	摘 要
橋梁補強 予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25,000~1:50,000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	
		比較一覧表	—	
	概算工事費	数量計算書	—	概略
		概算工事費	—	
	報告書	設計概要書	—	比較検討書等
		概略設計計算書	—	応力及び安定計算
その他参考資料等		—		
橋梁補強 詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25,000~1:50,000	市販地図等
		一般図	1:50~1:500	橋種・設計条件・地質図 ボーリング位置等を記入
		線形図	適宜	平面・縦断・座標、適宜
		構造一般図	1:50~1:500	
		上部工構造詳細図	1:20~1:100	主桁・横桁・増桁対傾構・主構・ 床組・床版補強・桁連結・PC鋼材 緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20~1:100	沓座拡幅・橋脚巻立
		基礎工構造詳細図	1:20~1:100	橋台・橋脚基礎補強
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
	数量計算	数量計算書	—	材料表・塗装面積 溶接延長等
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		線形計算書	—	適宜
		施工計画書	—	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	—	検討書

## 第9章 道路施設点検

### 第1節 道路施設点検の種類

#### 第6901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

### 第2節 道路防災カルテ点検

#### 第6902条 道路防災カルテ点検

##### 1. 業務目的

道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

##### 2. 業務内容

###### (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

###### (2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所の点検を実施すること。

###### (3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。

なお、修正方法については、事前に監督職員と協議のうえ承諾を得ること。

###### (4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

### 第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領（案）」（以下「定期点検要領」という。）及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」（以下「第三者要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。

#### 第6903条 橋梁定期点検

##### 1. 業務目的

橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係

る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

### (1) 計画準備

#### 1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1111 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

##### ①安全管理計画

#### 2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

##### ①業務内容 ⑦仮設備計画

##### ②対象橋梁位置図 ⑧使用建設機械

##### ③現地踏査の調査記録 ⑨安全管理計画（交通規制含む）

##### ④業務実施方針 ⑩環境対策

##### ⑤実施体制 ⑪連絡体制（緊急時含む。）

##### ⑥実施工程表

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

### 3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。

### (2) 現地踏査

#### 1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。

#### 2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。

### (3) 橋梁点検員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め監督職員に提出するものとする。なお、橋梁

点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。

#### (4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

##### 1) 近接目視点検

点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督職員と協議するものとする。

##### 2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

##### 3) 定期点検結果の記録

定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。

##### 4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。

#### (5) 第三者被害予防措置

受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。

##### 1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督職員と協議するものとする。

##### 2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィ法）」を採用する場合は、監督職員と協議するものとする。

##### 3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置結果をもとに、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

##### 4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告するものとする。

#### (6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

#### (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力すること

により、データ作成を行うものとする。

#### 第4節 成果品

##### 第6904条 成果k品

受注者は、次の各号について成果品を作成し、第1116条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。



## 第108条の2 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

## 第109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリス に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。 例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリス に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、閉庁日を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリス より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 第110条 打合せ等

1. 測量業務着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 測量作業業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿

に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

3. 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても業務工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
4. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

#### **第111条 業務計画書**

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果品の内容、部数
  - (7) 使用する主な図書及び基準
  - (8) 連絡体制（緊急時含む）
  - (9) 使用する主な機器
  - (10) その他
3. 監督職員は、提出された業務計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上、修正させることができるものとする。
4. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
5. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

#### **第112条 資料等の貸与及び返却**

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複製してはならない。

#### **第113条 関係官公庁への手続き等**

1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。



ばならない。

(2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は、相互強調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、測量業務実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、屋外で行う測量(2)の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

(2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

### 第131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

い。

2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

### 第132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 第133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

### 第134条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

## 1 - 3 地質・土質調査業務共通仕様書

第 1 章	総 則
第 2 章	総合解析
第 3 章	地表地質調査
第 4 章	物理探査
第 5 章	ボーリング
第 6 章	サウンディング
第 7 章	サンプリング
第 8 章	原位置試験
第 9 章	地すべり調査
第 10 章	地形・地表地質踏査

参考資料 1 ボーリング柱状図作成要領（案）

参考資料 2 地すべり調査資料

参考資料 3 移動観測線（移動杭）仕様書記載例



# 地質・土質調査業務共通仕様書

## 目 次

### 第1章 総 則

第101条	適 用	1-3-1
第102条	用語の定義	1-3-1
第102条の2	受注者の義務	1-3-3
第103条	業務の着手	1-3-3
第104条	調査地点の確認	1-3-4
第105条	設計図書の支給及び点検	1-3-4
第106条	監督職員	1-3-4
第107条	主任技術者	1-3-4
第108条	担当技術者	1-3-5
第109条	提出書類	1-3-5
第110条	打合せ等	1-3-5
第111条	業務計画書	1-3-6
第112条	資料等の貸与及び返却	1-3-6
第113条	関係官公庁への手続き等	1-3-6
第114条	地元関係者との交渉等	1-3-7
第115条	土地への立入り等	1-3-7
第116条	成果の提出	1-3-7
第117条	関係法令及び条例の遵守	1-3-8
第118条	検 査	1-3-8
第119条	修 補	1-3-8
第120条	条件変更等	1-3-8
第121条	契約変更	1-3-9
第122条	履行期間の変更	1-3-9
第123条	一時中止	1-3-9
第124条	発注者の賠償責任	1-3-10
第125条	受注者の賠償責任	1-3-10
第126条	部分使用	1-3-10
第127条	再委託	1-3-10
第128条	成果品の使用等	1-3-11-1
第129条	守秘義務	1-3-11-1
第129条の2	個人情報の取扱い	1-3-11-1
第130条	安全等の確保	1-3-11-3

第131条	臨機の措置	1-3-11-4
第132条	履行報告	1-3-11-4
第133条	屋外で業務を行う時期及び時間の変更	1-3-11-4
第134条	行政情報流出防止対策の強化	1-3-11-4

## 第2章 ボーリング

### 第1節 機械ボーリング

第201条	目的	1-3-12
第202条	土質の分類	1-3-12
第203条	調査等	1-3-12
第204条	コアの鑑定	1-3-14
第205条	コアの検査	1-3-14
第206条	資料整理及び解析等	1-3-14
第207条	成果品	1-3-14

## 第3章 サンプリング

第301条	目的	1-3-14
第302条	採取法	1-3-14
第303条	資料の取扱	1-3-15
第304条	成果品	1-3-15

## 第4章 サウンディング

### 第1節 標準貫入試験

第401条	目的	1-3-15
第402条	試験等	1-3-15
第403条	成果品	1-3-15

### 第2節 スウェーデン式サウンディング試験

第404条	目的	1-3-15
第405条	試験等	1-3-15
第406条	成果品	1-3-16

### 第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第407条	目的	1-3-16
第408条	試験等	1-3-16
第409条	成果品	1-3-16

### 第4節 ポータブルコーン貫入試験

第410条	目的	1-3-16
第411条	試験等	1-3-16

第963条	結果の整理	1-3-37
第15節	地下水追跡試験	
第964条	目的	1-3-37
第965条	トレーサー	1-3-37
第966条	試験	1-3-38
第967条	結果の整理	1-3-38
第16節	地下水検層試験	
第968条	目的	1-3-38
第969条	試験器	1-3-38
第970条	位置	1-3-38
第971条	測定	1-3-38
第972条	結果の整理	1-3-39
第17節	簡易揚水試験	
第973条	適用	1-3-39
第974条	目的	1-3-39
第975条	位置	1-3-39
第976条	結果の整理	1-3-39
<b>第10章</b>	<b>地形・地表地質踏査</b>	
第1001条	目的	1-3-40
第1002条	業務内容	1-3-40
第1003条	成果品	1-3-40
参考資料1	ボーリング柱状図作成要領(案)	1-3-42
参考資料2	地すべり調査資料	1-3-67
	(参考資料2の対照条文は旧共通仕様書の条文を表示しているので、該当する試験・調査等の条文に適宜読み替えること)	
参考資料3	移動観測線(移動杭)仕様書記載例	1-3-78





# 地質・土質調査業務共通仕様書

## 第1章 総 則

### 第101条 適用

1. 地質・土質調査共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する地質・土質調査、試験、解析に類する業務（以下「地質・土質調査」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 現場技術業務、測量作業及び設計業務及び測量作業に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

### 第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。））に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解

除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、地質・土質調査の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「主任技術者」とは、地質・土質調査の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
12. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該地質・土質調査の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
17. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、地質・土質調査の入札に参加するものに対して発注者が当該地質・土質調査の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
20. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

23. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
26. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た地質・土質調査の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
30. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
32. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査の完了を確認することをいう。
33. 「打合せ」とは、地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、調査の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
34. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
35. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。
36. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
37. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
38. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が請負者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
39. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

## 第102条の2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

## 第103条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が地質・土質調査の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

#### 第104条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管その他）が予想される場合は、監督職員に報告し、関係機関と協議の上現地立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。

#### 第105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第106条 監督職員

1. 発注者は、地質・土質調査における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

#### 第107条 主任技術者

1. 受注者は、地質・土質調査における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第

4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。

- 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。

#### 第108条 担当技術者

- 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。

- 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

#### 第109条 提出書類

- 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報サービス（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。 例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、閉庁日を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### 第110条 打合せ等

- 地質・土質調査着手時、及び設計図書で定める調査の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は

打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

2. 地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、調査の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

3. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

#### **第111条 業務計画書**

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- |                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1) 調査概要                    | (2) 実施方針                   |
| (3) 調査工程                    | (4) 調査組織計画（担当者の一覧表を記載すること） |
| (5) 打合せ計画                   | (6) 成果品の内容、部数              |
| (7) 使用する主な図書及び基準            | (8) 連絡体制（緊急時含む）            |
| (9) 使用する機械の種類、名称、性能（一覧表にする） |                            |
| (10) 仮設備計画                  | (11) その他                   |

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

#### **第112条 資料等の貸与及び返却**

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。

3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複製してはならない。

#### **第113条 関係官公庁への手続き等**

1. 受注者は、地質・土質調査の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は地質・土質調査を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

#### 第114条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は地質・土質調査の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

#### 第115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第116条 成果品の提出

1. 受注者は地質・土質調査が完了したときは、設計図書に示す成果品を調査完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期

間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 提出部数は、正副各1部を標準とする。

なお、電子納品対象業務においては、対象とする書類を受発注者間の協議で決定し、紙媒体で1部、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出するものとする。

#### 第117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第118条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。

2. 発注者は、地質・土質調査業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 地質・土質調査成果品の検査

(2) 地質・土質調査管理状況の検査

地質・土質調査の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

#### 第119条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。

3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### 第120条 条件変更等

1. 監督職員が、受注者に対して地質・土質調査内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

2. 受注者は、設計図書で明示されていない施工条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。



- (1) 第115条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

#### **第121条 契約変更**

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査の契約の変更を行うものとする。
  - (1) 地質・土質調査内容の変更により委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務履行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更にて設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。
  - (1) 第120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
  - (2) 地質・土質調査の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

#### **第122条 履行期間の変更**

1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。
3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに調査工程表を修正し提出しなければならない。

#### **第123条 一時中止**

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務等の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査の中断については、第131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の地質・土質調査業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務等の続行が不相当又は不可能となった場合

- (4) 天災等により地質・土質調査業務等の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、地質・土質調査の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は地質・土質調査の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

#### **第124条 発注者の賠償責任**

1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
  - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

#### **第125条 受注者の賠償責任**

1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
  - (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害
  - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### **第126条 部分使用**

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途地質・土質調査業務等の用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### **第127条 再委託**

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1) 調査業務（機械ボーリングも含む）における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にして

おくとともに、協力者に対し地質・土質調査の実施について適切な指導、管理のもとに地質・土質調査を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

#### 第128条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 第129条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第111条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

#### 第129条の2 個人情報の取扱い

##### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

##### 2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又

は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

### 7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な指示を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

### 9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

### 10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

### 11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た

個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### 第130条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務等の実施に際しては、地質・土質調査関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術審議官通達昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
  - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (4) 受注者は、調査実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、地質・土質調査実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 屋外で行う地質・土質調査に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
  - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
  - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
9. 受注者は、地質・土質調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。

#### **第131条 臨機の措置**

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### **第132条 履行報告**

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

#### **第133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更**

1. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められていない場合で官公庁の休日又は夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

#### **第134条 行政情報流出防止対策の強化**

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。  
(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使

用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
  - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
  - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
  - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

## 第2章 機械ボーリング

### 第1節 機械ボーリング

#### 第201条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し地質構造や、地下水位を確認するとともに試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

#### 第202条 土質の分類

土質の分類は、島根県公共工事共通仕様書によるものとする。

#### 第203条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置及び深度数量
  - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書又は、特記仕様書によるものとする。
  - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
3. 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。
4. 掘進
  - (1) 掘削は、地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。
  - (2) 孔口はケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。
  - (3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
  - (4) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
  - (5) 掘進中は掘進速度、湧排水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
  - (6) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
  - (7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
  - (8) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチャー



2. バックグラウンド値の測定の結果、孔内水に溶解物が多く、測定範囲が極めて狭いときは、監督職員の指示によるものとする。
3. 食塩投入は、溶解した食塩水を孔内水の塩分濃度が一定となるよう十分攪拌しなければならない。投入直後の測定で孔内水の塩分濃度が一定でないときは、検層コードを一旦撤去して攪拌をやり直すものとする。
4. 検層コード（電極25cm毎の束状のもの）をボーリング孔内に挿入し静止した状態で食塩水投入前（バックグラウンド値）後、10、20、30、60、120、180分の時間間隔で孔内水の抵抗値を測定する。
5. 地下水の流動面では、孔内水により希釈され、抵抗値が大きく変化するから、測定結果により流動層の確認を行う。

測定値に変化がなく、流動層の確認が困難なときは監督職員と協議し、その指示によるものとする。

#### **第972条 結果の整理**

測定の結果は食塩投入直後、または10分後を基準として時間ごとの抵抗値の変化を地質柱状図に對比させて記入し、地下水流動面の位置及び地層との関連を考察する。また地層断面図にこの結果を記入する。

### **第16節 簡易揚水試験**

#### **第973条 適用**

簡易用水試験については、第8章原位置試験第806条第3項に準ずるほか、地すべり調査においては、本節のとおりとする。

#### **第974条 目的**

地下水調査結果を解析する場合には、ボーリング孔周辺の土層の透水係数が重要である。簡易揚水試験は、土層の透水性を判定することを目的とする。

#### **第975条 位置**

試験は、地すべり地内の地下水調査に利用する計画のあるボーリング孔とし、監督職員と協議して実施するものとする。

#### **第976条 結果の整理**

試験の結果により、時間～水位回復曲線を求め、回復曲線にヤコブ式を適用して各深度ごとの土層の透水係数を算出する。また、測定値は参考資料2のようにまとめる。

# 第10章 地形・地表地質踏査

## 第1001条 目的

1. 地形・地表地質踏査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、さらに地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

## 第1002条 業務内容

1. 計画準備  
業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。
2. 既存資料調査  
対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。
3. 空中写真判読 隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層破碎帯、地すべり等の分布域を推定するものとする。
4. 現地調査
  - (1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図および空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層破碎帯、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
  - (2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・改変地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石・地層の分布、地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
  - (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。
5. 地質解析
  - (1) 地質工学的検討  
対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。
  - (2) 報告書作成  
業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。

## 第1003条 成果品

成果品は、次の物を提出する。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図
- (3) 地質断面図

第158条 調査 .....	1-4-41
2. 調査書等の作成	
第159条 調査書等の作成 .....	1-4-41
3. 算定	
第160条 補償概算額の算定 .....	1-4-41
第10節 移転工法案の検討	
1. 調査	
第161条 調査 .....	1-4-41
2. 調査書等の作成	
第162条 調査書等の作成 .....	1-4-41
第11節 再算定業務	
第163条 再算定業務 .....	1-4-41
第12節 補償説明	
第164条 補償説明 .....	1-4-42
第13節 事業認定申請図面等の作成	
第165条 事業認定申請図書等の作成 .....	1-4-42
第14節 環境調査	
第166条 環境調査 .....	1-4-42
第167条 調査の方法 .....	1-4-42
第15節 保安林解除等申請図書の作成	
第168条 保安林解除等申請図書の作成 .....	1-4-42
第169条 事業計画の説明 .....	1-4-42
第170条 現地踏査 .....	1-4-42
第171条 保安林解除等申請図書の作成方法 .....	1-4-43
第16節 写真台帳の作成	
第172条 写真台帳の作成 .....	1-4-43
第17節 土地調書及び物件調書の作成等	
第173条 土地調書等の作成 .....	1-4-43
第18節 検 証	
第174条 検 証 .....	1-4-43
第19節 その他	
第175条 書類提出等 .....	1-4-43
別表 用地実測図表示記号 .....	1-4-45

1. 様式	1-4-49
2. 別記1 木造建物調査積算要領	1-4-109
3. 別記2 非木造建物調査積算要領	1-4-148
4. 別記3 提出書類一覧表	1-4-223
5. 別記4 成果品一覧表	1-4-224
6. 別記5 登記囑託に必要な図面の作成上の注意事項	1-4-233
	(1-4-237～1-4-264欠番)
7. 別記6 事業認定申請図書等作成業務実施要領	1-4-265
8. 別記7 環境調査要領	1-4-273
9. 別記8 保安林解除申請図書等作成要領	1-4-277
10. 地積測量図作成業務特記仕様書	1-4-292
11. 調査測量に関する立会謝金等支給特記仕様書	1-4-293
12. 用地調査等業務特記仕様書	1-4-298
	(1-4-303～1-4-306欠番)
13. 別記9 機械設備調査算定要領	1-4-307
14. 別記10 附帯工作物調査算定要領	1-4-346
15. 別記11 土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領	1-4-356
16. 別記12 石綿調査算定要領	1-4-365

### (建物等の調査)

第52条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

### (建物等の配置等)

第53条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

### (法令適合性の調査)

第54条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

### (木造建物)

第55条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記1木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）及び別記12石綿調査算定要領（以下「石綿要領」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、運用方針別表第2（第15関係）各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無の調査が必要と認められる場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

### (木造特殊建物)

第56条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

### (非木造建物)

第57条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記2非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）及び石綿要領により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

### (機械設備)

第58条 機械設備の調査は、別記9機械設備調査算定要領以下「機械設備要領」という。）に

より行うものとする。

#### (生産設備)

第59条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

#### (附帯工作物)

第60条 附帯工作物の調査は、別記10附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

#### (庭園)

第61条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

#### (墳墓)

第62条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項

- (4) 容積率
- (5) 建築年月
- (6) 構造概要
- (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）
- (8) 建物延べ床面積

**（法令に基づく施設改善）**

第65条 第54条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

- 一 法令名及び条項
- 二 改善内容

**（木造建物）**

第66条 木造建物の図面及び調査書は、第55条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領及び石綿要領により作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用及び石綿要領により作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

4 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

**（木造特殊建物）**

第67条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第56条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

4 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

#### (非木造建物)

第68条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第57条第1項の調査結果を基に非木造建物要領及び石綿要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第57条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用及び石綿要領により作成するものとする。

3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。

#### (機械設備)

第69条 機械設備の図面及び調査書は、第58条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

#### (生産設備)

第70条 生産設備の図面及び調査書は、第59条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要なとなる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

#### (附帯工作物)

第71条 附帯工作物の調査書及び図面は、第60条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

#### (庭園)

第72条 庭園の調査書は、第61条の調査結果を基に工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、算定に必要なと認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

#### (墳墓)

第73条 墳墓の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

- 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
- 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
- 三 土地の取得等の予定線を記入する。

3 調査書は、墳墓調査表（様式第13号）、工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、補償額の算定に必要なと認められる事項を記載することにより作成するものとする。

#### (立竹木)

第74条 立竹木の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第63条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

- 一 標準地の位置、面積
- 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積



- 3 調査書は、立竹木調査表（様式第14号）、用材林調査表（様式第14号の2）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

### 第3節 算 定

#### （移転先の検討）

第75条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合（第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第4項までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

- 2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

- 3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

- 4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第64条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

#### （法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第76条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第65条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、取扱第2（運用方針第15関係）第6項の定めるところにより行うものとする。

#### （木造建物）

第77条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第66条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

- 2 木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

#### （木造特殊建物）

第78条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第67条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

- 2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

#### （非木造建物）

第79条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非

木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

#### （照応建物の詳細設計）

第80条 第75条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）

#### （機械設備）

第81条 機械設備の補償額の算定は、第69条で作成した資料を基に機械設備要領により作成するものとする。

#### （生産設備）

第82条 生産設備の補償額の算定は、第70条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

#### （附帯工作物）

第83条 附帯工作物の補償額の算定は、第71条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

#### （庭園）

第84条 庭園の補償額の算定は、第72条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

#### （墳墓）

第85条 墳墓の補償額の算定は、第73条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

#### （立竹木）

第86条 用材林の立木の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に当該立木の管理程度について検討し、用材林補償額算定書（様式第14号の3）により行うものとする。

2 用材林以外の立竹木の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、行うものとする。

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調査

#### （営業その他の調査）

第87条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

#### （営業に関する調査）



### 墳墓類移転料算定表

氏名又は名称								
種 別	単 位	数 量	補 償 額		消費税対象額		備 考	
			単 価	金 額	単 価	金 額		
改 葬 料	埋 葬	深 2.5m以上基本額	甲	基				
		〃 追加額	甲	体				
	物 移 転	深 2.5m以上基本額	乙	基				
			乙	体				
	深 1.5m以上基本額	甲	基					
		甲	体					
	深 1.5m以上基本額	乙	基					
		乙	体					
	深 1.5m未満基本額	甲	基					
		甲	体					
深 1.5m未満基本額	乙	基						
	乙	体						
遺 骨 壺 移 転		個						
計					①		②	
種 別	規 格 (m <sup>3</sup> )	単 位	数 量	補 償 額		消費税対象額		備 考
				単 価	金 額	単 価	金 額	
墳 墓 類 移 転	墓 碑 類	0.03未満	基					
		0.03以上	〃					
		0.06 〃	〃					
		0.10 〃	〃					
		0.15 〃	〃					
		0.20 〃	〃					
		0.25 〃	〃					
		0.30 〃	〃					
		0.40 〃	〃					
		0.50 〃	〃					
		0.60 〃	〃					
		0.70 〃	〃					
		0.80 〃	〃					
		0.90 〃	〃					
		1.00 〃	〃					
1.10 〃	〃							
1.20 〃	〃							
1.30 〃	〃							
納 骨 室		箇所						
計					③		④	
祭 祀 料		施主			⑤		⑥	
小 計		⑦=①+③+⑤ ⑧=②+④+⑥		⑦		⑧		
消費税相当額		⑧×税率		—		⑨		
補 償 額		⑦+⑨				—		











動 産 調 査 表

		調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
動産所有者の住所及び氏名又は名称	郡市 町村 大字 字 番地			法人の代表する者の住所及び氏名	郡市 町村 大字 字 番地		
建物所有者の住所及び氏名又は名称	郡市 町村 大字 字 番地			代表する者の住所及び氏名	郡市 町村 大字 字 番地		
建物番号	建物の種類構造		建物延面積	常時居住積 面 積	家族人員	摘 要	
所在地	島根県 郡市 町村 大字						
字	地番	動産の 品 名	種 類	形状寸法	重量、数量 又は体積	単 位	摘 要

(日本工業規格A4)

## 動 産 移 転 料 算 定 書

氏名又は名称				自家・借家の別		
建物番号				移転工法		
住居面積				家族人員		
種 別	台 数 又は数量	補 償 額		消費税対象額		備 考
		単 価	金 額	単 価	金 額	
① 屋 内 動 産	A					基本台数＋ 加算台数＝A
② 一 般 動 産						
計	① + ②		③		イ	
消費税相当額	イ×税率		―――		④	
補 償 額	③ + ④				―――	

備考 見積による場合は見積書を添付し、備考欄にその旨を記載する。



消 費 税 等 調 査 表

		調査者	印	年月日	
島根県		郡	町	大字	
		市	村		
調査対象者	住 所	島根県	郡	町	大字
			市	村	
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。

(日本工業規格 A 4)

## 主任技術者通知書

平成 年 月 日

発注者

殿

住所  
受注者  
氏名 印

次のとおり主任技術者を定めましたので経歴書を添えて通知します。

業 務 の 名 称	
業 務 の 場 所	市 町 大字 地内 郡 村
氏 名	
生 年 月 日	
経 験 年 数	
法 定 資 格 等	

- (注) 1. 法定資格欄には、技術士・測量士・建築士等を記入のこと。  
2. 主任技術者経歴書とともに監督職員に提出する。

(日本工業規格 A 4)

## 主任技術者変更通知書

平成 年 月 日

発注者

殿

住所  
受注者  
氏名 印

次のとおり主任技術者を変更しましたので経歴書を添えて通知します。

業務の名称		
業務の場所		市 町 大字 地内 郡 村
旧	氏 名	
新	氏 名	
	生 年 月 日	
	経 験 年 数	
	法 定 資 格 等	

- (注) 1. 法定資格欄には、技術士・測量士・建築士等を記入のこと。  
2. 主任技術者経歴書とともに監督職員に提出する。

(日本工業規格 A 4)

## 主任技術者経歴書

1. 氏 名

2. 生年月日

年 月 日 生

3. 現住所

4. 最終学歴

学校名（専攻）

年 月 日 卒業

5. 取得資格等

資格名、番号

取得年月日

年 月 日 取得

(以下列記)

6. 職歴

(業務経歴)

年 月 日～ 年 月 日

(以下列記)

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名

印

- 備考
1. 取得資格等については、資格証又は認定証の写し及び在籍証明書を添付すること。
  2. 職歴については、担当した業務名、発注者、期間及び役割について業務経歴を記入すること。

(日本工業規格 A 4)





## 5. 別記 4 成果品一覽表



業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
地図の転写		転写図	ポリエステルフィルム #300 片面	幅杭が打ってある場合においては、赤色をもって買収線を記載する。
		転写連続図	〃	複写したもの。
土地の登記記録の調査	様式第7号の1	土地の登記記録調査表 (一覧)		登記事項証明書等を必要とする場合は特記仕様書で指示する。
	様式第7号の2	土地調査表		
建物の登記記録の調査	様式第8号の1	建物の登記記録調査表 (一覧)		建物の登記記録を転写する。 但し、建物の登記記録の登記事項証明書等を必要とする場合は特記仕様書で指示する。
	様式第8号の2	建物の登記記録調査表 (個人)		
権利者の確認調査	様式第9号の1	権利者調査表(土地)		名義人が相続に係る場合は相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。又法人の場合は商業登記簿又は法人登記簿の謄本又は抄本を添付すること。
	様式第9号の2	権利者調査表(建物)		
		戸籍簿調査表		名義人が相続に係る場合は相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。
		相続関係説明図		所轄法務局の定める様式による。
墓地管理者等の調査	様式第10号の1	墓地管理者調査表		宗教法務局の謄本を必要とする場合は特記仕様書で指示する。
	様式第10号の2	墓地使用(祭祀)調査表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
土地利用履歴等の調査	様式第1 ※	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書(1)		土地利用履歴等調査要領による。 ※土地利用履歴等調査要領に定める様式
	様式第2 ※	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書(2)		
	様式第3 ※	法令関係資料調査表		
	様式第4 ※	現況利用調査表		
	様式第5 ※	履歴等聞き取り調査表		
用地測量	様式第11号の1	土地境界確認書		用地実測図の該当部分を任意の大きさに複写し綴じ合わせ、関連する権利者全員から割印を求めること。押印を求めるとして実印とする。
	様式第11号の2	土地調査書		
		観測手簿		国土交通省公共測量作業規定に準ずるものとする。 観測手簿、野帳については墨入れ不要。
		野帳		
		基準点網図	A 全般	
		点の記		
		表計算書		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
用地測量		成果簿		
		境界点成果書		
		面積計算書		
		用地実測図原図	ポリエステルフィルム #500 片面	規格については別途指示による。
土地評価		用地平面図	ポリエステルフィルム #300 片面	三斜線及び距離に関する数字を除いて作成する。 用地実測図原図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。
		土地所在図 地積測量図	B4判	所轄法務局の定める様式による。 別記5 登記嘱託に必要な図面の作成上の注意事項
		標準地評価調書		
		地域要因調査算定表		
		個別要因調査算定表		
		残地（残借地）補償額 算定調書		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
木造建物調査 (木造特殊建物)		建物等の配置図 (図面) 配置図 平面図 立面図 建築設備位置図 写真撮影方向図等		木造建物調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)及び石綿調査算定要領(以下「石綿要領」という。)によるものとし、その他は別途指示するものとする。
		木造建物〔I〕調査表 木造建物〔I〕数量計 算書 石綿調査表 調査承諾確認書		
		木造建物補修等調査 定表		
		建物移転料集計表・建 物移転料算定表 (総括表)		
木造建物算定 (木造特殊建物)		木造建物〔I〕推定再 建築費計算書		
		木造建物〔I〕取りこ わし純工事費算定表		
		木造建物曳家工事費 算定表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
非木造建物調査算定		建物の概要 (図面) 平面図 構造詳細図 立面図他 その他調査書 建築設備図書等		非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という）及び石綿要領によるものとする。 その他は別途指示するものとする。
		非木造建物〔Ⅰ〕工事 内訳明細書 数量計算書 構造計算書 その他算定資料 石綿調査表 調査承諾確認書		
工作物の調査算定	様式第12号	工作物調査表 工作物算定表		
墳墓の調査算定	様式第13号	墳墓調査表		その他補償額算定に必要と認められるもの
	様式第13号の2	墳墓類移転料算定表 配置図等		
立竹木の調査算定	様式第14号	立竹木調査表		
	様式第14号の2	立竹木調査算定表		
	様式第14号の3	用材林調査表 用材林補償額算定書		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
照応建物（詳細設計）調査算定	様式第15号の1	計画概要表(検討資料)		
	様式第15号の3	計画概要比較表		
	様式第15号の4	面積比較表		
	様式第16号の1 様式第16号の2	営業調査総括表(1) 営業調査総括表(2)		
営業調査算定		事業概況説明書		
		各種調査資料	各種資料の写し	
	様式第16号の3	従業員調査表		
		売場及び工場配置図		
		設備機械器具調査表		
		生産及び販売実績調査表		
		受注又は顧客動向調査表		
		在庫率及び回転率調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		



業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
営業調査算定		固定資産及び流動資産 調査表		
	様式第16号の4	仕入先調査表		
	様式第16号の5	営業補償金算定表 (営業廃止)		
		営業補償金算定表 (営業休止)		
		営業補償金算定表 (営業規模縮小)		
		移転工法認定書		
		事業所及び営業概況書		
		営業補償方法認定書		
		移転工法別経済比較表		
	様式第16号の6	認定収益額算定表		
	様式第16号の7	固定的経費内訳表		
	様式第16号の8	固定的経費附属明細書		
様式第16号の9	固定資産の売却損補償 内訳書			

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
営業調査算定	様式第16号の10	人件費内訳書		
	様式第16号の11	移転広告費内訳書		
	様式第16号の12	損益計算書比較表		
居住者等に関する調査	様式第17号の1	居住者調査表 (自家・家主)		
	様式第17号の2	居住者調査表 (借家・借間)		
動産に関する調査算定	様式第18号	動産調査表		
	様式第18号の2	動産移転料算定書		
消費税等調査	様式第19号	消費税等調査表		
予備調査及び移転工法案の検討	様式第20号の1	企業概要書		
	様式第20号の2	移転工法(計画)案 検討概要書		
	様式第20号の3	移転工法(計画)各案 の比較表		
	様式第15号の1	計画概要表(検討資料)		
	様式第15号の2	計画概要表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
予備調査及び移転 工法案の検討	様式第15号の3	計画概要比較表		
	様式第15号の4	面積比較表		
補償説明	様式第21号	補償説明記録簿		
事業認定申請図書 等の作成		事業認定申請図書等 (案)及び必要とな る添付図書		
写真撮影		写真台帳	市販ファイル	
土地調書・物件調 書の作成	様式第22号	土地調書		
	様式第23号	物件調書		
その他調査算定		必要図書		各種調査表及び補償金算定表を使用する。



## 13. 別記 9 機械設備調査算定要領



# 機械設備調査算定要領

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

**第1条** この要領は、建物等及び立竹木並びに動産調査要領第2条第2項に掲げる工作物のうち、機械設備の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の機械設備は、次表に区分する工作物のうち、機械設備の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等 D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

### (用語の定義)

**第2条** この要領において「機器等」とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行う機械装置、キュービクル式受変電設備、これらに付属する2次側の配線・配管・装置等をいい、

- 1 次側の配線・配管、受配電盤等の設備を含まないものとする。
- 2 この要領において「機械基礎」とは、通常コンクリート構造物等で施工された機器等を固定する土台部分をいう。
- 3 この要領において「復元」とは、既存の機器等を再利用可能なように解体撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、据え付けることをいう。
- 4 この要領において「再築」とは、残地又は残地以外の土地に、原則として、従前の機器等と同種同等又は市販されている機器のうち、その機能が従前の機器等に最も近似の機器等を購入し、据え付けることをいう。
- 5 この要領において「復元費」とは、機器等の復元に要する費用をいう。
- 6 この要領において「再築費」とは、機器等の再築に要する費用をいう。

## 第2章 調査及び調査表等の作成

### (調査)

**第3条** 機械設備の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査、市場調査等の補足調査（以下「現地調査等」という。）を行うものとする。

- 2 不可視部分（調査困難な場所に機器等が設置されている場合など）の調査は、既存の機器等に関する資料の写しなどを入手し、これを利用することができるものとする。また、資料の入手が困難な場合には、所有者又は機器等を設置したメーカー等から調査表等の作成に必要な事項を聴取するなどの方法により調査を行うものとする。
- 3 復元することが困難と認められる機器等については、機器等を設置したメーカー等から復元が困難である理由等について聴取するものとする。
- 4 現地調査等を行うに当たっては、事前に監督職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けけるものとする。
- 5 機械設備の調査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。
  - 一 機械配置 建物平面及び敷地の範囲を基準とした機器等の設置位置
  - 二 機器等 機械装置の名称、仕様（型式、能力、原動機の出力等）、製作所名、形状・寸法、質量、所有区分、取得年月等
  - 三 機械基礎 構造、仕様、形状・寸法、機器等の設置状況等
  - 四 電気設備 受・配電系統、使用器材の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法等
  - 五 配管設備 配管の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法、流向、終・始端、被覆、塗装等



六 プロセスコンピュータ設備 種別、規格寸法、フロー、LAN配線、長さ、敷設方法、取得年月等

七 稼働状況 各機器等の役割、各機器等間の関連性、稼働状況等

八 復元の可否 復元の困難性、移設工期等

九 その他

イ 写真撮影 第6条の規定に基づき写真を撮影する。

ロ 製造(加工)工程 現地調査、聴取調査等により製造(加工)工程を調査する。

ハ 固定資産台帳 取得価格、取得年月等について調査する。

ニ 申請手数料等 移転に伴い必要となる各種法令上の許認可申請費用、手数料及び検査費用等について調査する。

ホ 法令適合性等 各種法令に係る適合状況等を調査する。

ヘ その他 その他必要な事項について調査する。

6 前項第6号のプロセスコンピュータ設備とは、製品等の製造に直接携わっている工業用の自動制御コンピュータ設備をいう。

7 第5項第9号ハの固定資産台帳とは、直近1年の事業年度の固定資産台帳をいう。

8 前項までの調査に当たっては、石綿含有建材の有無について、石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

#### (調査表)

**第4条** 機械設備の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の機械設備調査表に、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- |            |   |
|------------|---|
| 一 所在地      | 機械設備の所在地  |
| 二 調査年月日    | 調査を実施した年月日  |
| 三 調査者      | 調査を実施した担当者の氏名   |
| 四 所有者氏名    | 機械設備の所有者の氏名又は名称   |
| 五 所有者住所    | 機械設備の所有者の住所又は主たる事務所の所在地   |
| 六 業種区分     | 当該事業所の事業種別(日本標準産業分類による。)  |
| 七 製造(加工)工程 | 製造等の系統又は製品ごとの製造・加工工程等   |
| 八 稼働状況等    | 稼働状況、操業時間等  |
| 九 法令の適合性等  | 関係する法令等の概要と適合状況等  |
| 十 機械番号     | 機器等ごとに一連の番号を付し、整理する。  |
| 十一 機械名称    | 機器等の名称は、一般的な名称を記載する。<br>配管設備の名称は、流体別、系統別等に区分しそれぞれの名称を記入する。電気設備の名称は、高圧受変電設備、幹線設備、動力配線設備等に区分し、それぞれの名称を記入する。 |
| 十二 数量      | 機器等の設置台数  |
| 十三 取得年月    | 機器等の取得年月(中古取得した機器等の場合は、中古取得以前の使用年数等を含む。)  |
| 十四 仕様      | 機器等の型式、能力、原動機の出力等   |

十五	製造所名等	機器等の製作所名
十六	形状・寸法	機器等の形状及び寸法(m)
十七	質量	機器等一台当たりの質量(t) (2次側の配線、配管等を除く。)
十八	基礎寸法・設置状況	機械基礎の形状・寸法、設置状況(ボルト固定、コロ付等)等
十九	その他	復元の可否、リース物件等、その他必要な事項

### (機械設備図)

**第5条** 機械設備の図面は、原則として、所有者ごとに別添1 機械設備図面作成基準により作成するものとする。

### (写真撮影等)

**第6条** 機械設備の写真の撮影は、次によるものとし、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図とすることができるものとする。

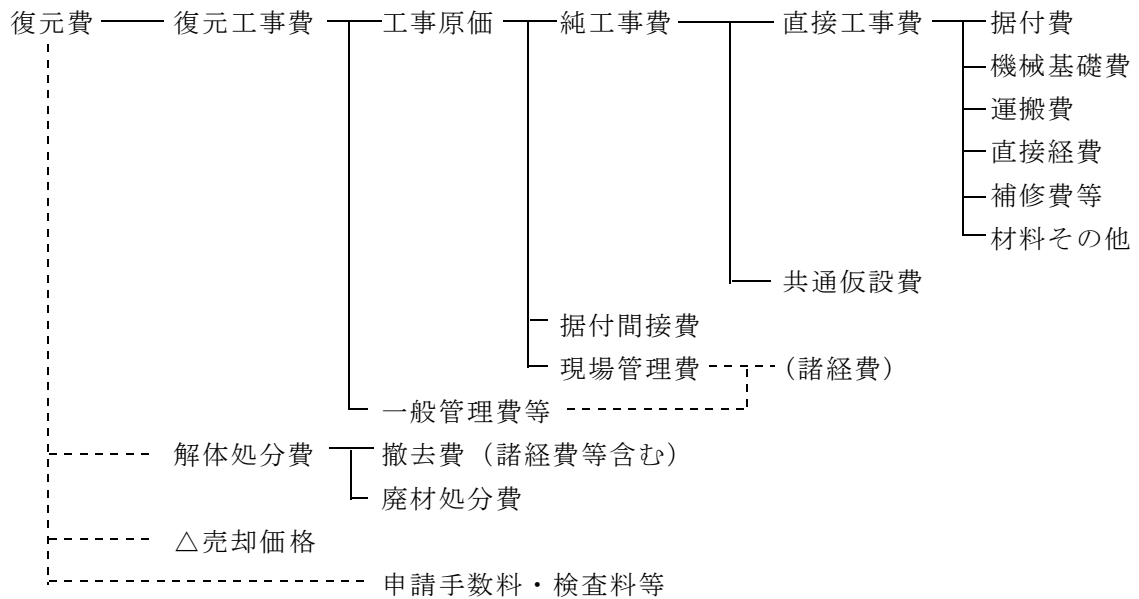
- 一 機器等及び電気設備等の写真は、原則として、第4条に定める機械設備調査表の機械番号ごとに撮影する。
- 二 写真台帳は、機械番号順に整理し、撮影年月日、機械名称等を記載する。
- 三 電気設備、配管設備等の写真は、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付する。

### 第3章 算 定

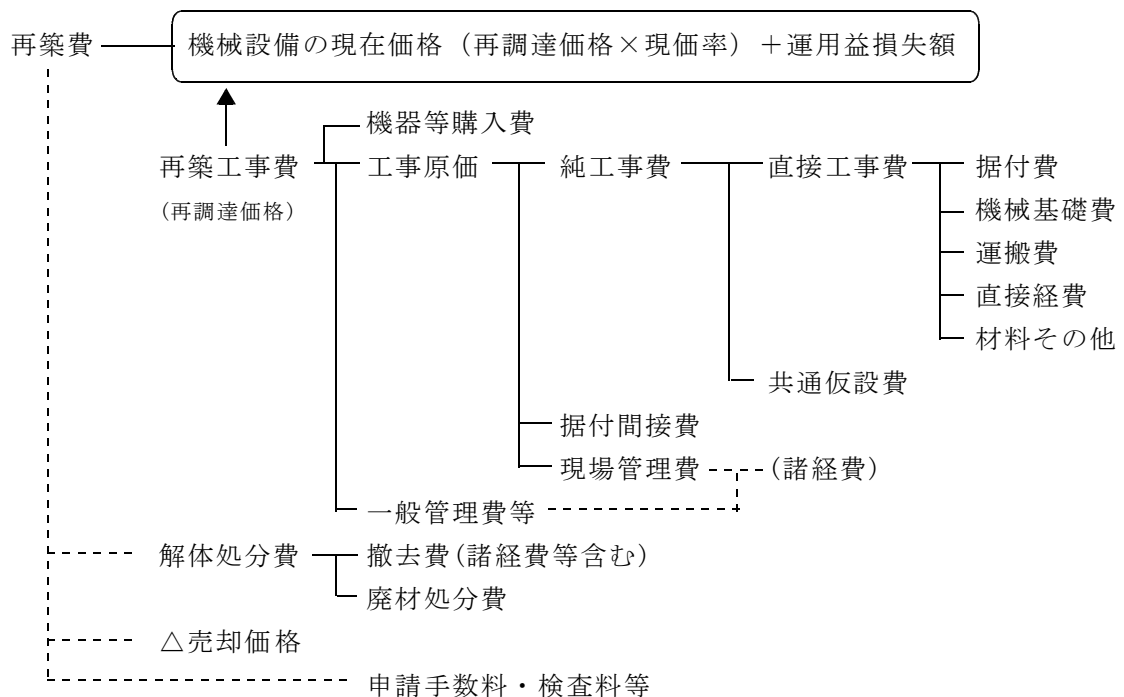
#### (補償額の構成)

第7条 機械設備の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

#### <復元費の構成>



#### <再築費の構成>



2 共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

- 一 運搬費 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬等に関する費用
- 二 準備費 基準点測量、完成時の清掃及び後片付け等に関する費用
- 三 事業損失防止施設費 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に関する費用
- 四 安全費 安全管理上の監視、安全施設類（標示板、保安灯、防護柵、バリケード等）に関する費用
- 五 役務費 動力、用水等の基本料等
- 六 技術管理費 施工管理・品質管理・工程管理のための試験又は資料作成等に関する費用
- 七 営繕費 現場事務所、労働者宿舎、倉庫、材料保管場、監督員詰所等に関する費用

3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。

- 一 据付間接費 据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、地代家賃、保険料、租税公課及び雑費
- 二 諸経費
  - イ 現場管理費 現地採用の労働者及び事務員に係る労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、事務員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、交際費、据付外注経費、工事登録費及び雑費
  - ロ 一般管理費等 一般管理費（役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

### （補償額の算定）

**第8条** 機械設備の復元費及び再築費は、次に掲げる式により算定した額とする。

- 一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 売却価格
- 二 再築費 = 機械設備の現在価額（再調達価格 × 現価率） + 運用益損失額 + 解体処分費 - 売却価格

2 機械設備の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

n 機器等、電気設備及び配管設備等の経過年数

N 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数（又は実態的耐用年数）

r 年利率

#### 一 経過年数

既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入（新品としての購入とする。）から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。

#### 二 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表1 機械設備等標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備等標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

### （工事費の算定）

**第9条** 復元工事費、再築工事費、解体処分費及び売却価格を算定するに当たっての数量計算及び各工事費の算定は、別添2 機械設備工事費算定基準によるものとする。

## 第4章 移転工法案の検討資料等の作成

### (製造工程図)

**第10条** 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる製造工程図（製品等の製造、加工又は販売等の工程を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 製造工程図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 製品等の製造工程等に沿って略図を作成し、工程順に番号を記載する。
- 三 製造、加工工程ごとに設置されている主要な機器等の名称及び製造又は加工工程の内容について記載する。
- 四 その他可能な限り、製品名、製品の規格等、原材料、副資材及び一の工程の単位時間を記載する。

### (動線配置図)

**第11条** 工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合の移転工法案の検討に当たって必要となる動線配置図（製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係を図式化したもの）については、次により作成するものとする。

- 一 動線配置図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 建物等の配置図等を基に、原材料及び製品等の移動（作業）動線を製造工程等に沿って作成し、製造工程図に付した工程順の番号を記載する。

### (移転工程表)

**第12条** 復元及び再築に係る建物、機械設備等の移転工程表については、次により作成するものとする。

- 一 機器等の移転工期は、専門メーカー等から聴取した移転工期、見積書に記載された移転工期又は据え付け・撤去の工数に基づき作業人数・班体制から算出した日数により認定する。
- 二 建物、工作物及び動産の移転と機器等の移転との関係を表示する。
- 三 機器等の移転に伴い営業休止等が生じる期間を表示する。
- 四 その他必要に応じて、移転を要する機器等の製造等の系統を表示する。

## 別添 1 機械設備図面作成基準

### （趣旨）

第1 この基準は、要領第5条に定める機械設備図面の作成基準である。

### （作成する図面）

第2 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

### （用紙）

第3 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3番横とする。

### （図の配置）

第4 機械設備位置図、電気設備図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置する。

### （図面の縮尺）

第5 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

### （機械設備の計測）

第6 機械設備の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

### （図面等に表示する数値及び面積計算）

第7 図面等に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

### （図面表示記号）

第8 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号を用いる。

### (線の種類)

第9 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線	.....
鎖線	—————

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

### (文字)

第10 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、述語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

### (勾配の表示)

第11 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

### (別表)

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
配置図	木造建物調査積算要領別添1 木造建物図面作成基準(別表)又は非木造建物調査積算要領別添1 非木造建物図面作成基準(別表)の配置図の項に掲げるとおりとする。		
機械設備位置図	ア 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。 イ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。 ウ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。	1/100 又は 1/200	
電気設備図	ア 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。 イ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。 ウ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。 エ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。	1/100 又は 1/200	



	<p>オ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。</p> <p>カ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。</p> <p>キ 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。</p> <p>ク 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。</p> <p>ケ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。</p>		
配管設備図	<p>ア 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ウ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>エ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>オ 機器等に含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	1/100 又は 1/200	
機械基礎図	<p>ア 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。</p> <p>イ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。</p> <p>ウ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。</p>	1/50 又は 1/100	
プロセスコンピューター設備図	<p>ア 当該敷地内に設置されている機器間の関連（構成など）を示すシステム図（フロー図、LAN配線図等）を作成する。</p> <p>イ 他工場等との関連を記入する。</p> <p>ウ その他積算に必要な図面を作成する。</p>	1/100 又は 1/200	
写真撮影方向図	<p>ア 機械設備位置図等を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。</p> <p>イ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。</p> <p>ウ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。</p>	1/100 又は 1/200	

## 別添2 機械設備工事費算定基準

### 第1章 総 則

#### (趣旨)

**第1** この基準は、要領第9条に定める機械設備の復元及び再築に要する工事費の算定基準である。

### 第2章 数量計算

#### (数量計算書)

**第2** 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、非木造建物調査積算要領別記2非木造建物数量計測基準に準じて算出するものとする。

#### 一 運搬

トラック積載質量(t)の選定に当たっては、輸送を要する機器等の形状・寸法、質量及び接続道路の幅員等の立地条件を考慮する。

#### 二 配線・配管設備

配線・配管設備等の数量は、上記、非木造建物数量計測基準の電気設備及び電気設備以外の設備の規定に準じて算出する。

#### 三 機械基礎・機器等に付属する架台等

機械基礎、コンクリート造ピット及び機器等の周りに存する架台等の構築物の数量は、原則として、機器等ごとに区分して算出する。

**2** 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位までの数値をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

**3** 構造材、仕上げ材その他の補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、前項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)まで計上するものとする。

### 第3章 単価及び見積

#### (見積書等)

**第3** 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(財)建設物価調査会発行]」、「積算資料〔(財)経済調査会発行]」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単価又は専門メーカー等の資料価格(カタログ価格等)及び見積価格によるものとする。

なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

2 専門メーカー等から徴する見積書の取扱いは、次の各号によるものとする。

#### 一 見積徴収の要否

機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等について、見積を徴するものとする。

原則として、次表の区分により専門メーカー等から当該機器等と同種同等の機器等について、その購入費に係る見積を徴するものとする。

なお、当該機器等と同種同等の機器等について見積を徴することができない場合は、市販されている機器等のうち、その機能が最も近似の機器等について、見積を徴するものとする。

区 分	新品価格が公刊物等に掲載されている機器等	新品価格が公刊物等に掲載されていない機器等
機器等購入費	建設物価、カタログ等の価格	見積徴収
再築費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
復元費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
摘 要 (機械分類)	電動工具 溶接機 ポンプ 空調機械 空圧機器 送風機 等の小型汎用機械	工作機械 包装機械 荷役機械 鍛圧機械 木工機械 油圧機械 貯槽類 搬送機械 等で質量が 10t以下の機械

#### 二 見積依頼先

見積依頼先を選定するに当たっては、次の方法により行うものとする。

イ 原則として被補償者又はその利害関係人であって、適正な見積を徴することの妨げ

となる者から、見積を徴してはならない。

- ロ 見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

### 三 見積徴収

見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- イ 見積の依頼は、書面により行うものとする。
- ロ 見積を依頼する書面には、機器等の見積範囲（特に機械基礎、配管等との関係等）、仕様、同時発注台数など見積条件を明示するものとする。
- ハ 原則として、機器等ごとに見積を徴するものとする。
- ニ 見積は、原則として、2社以上から徴するものとし、様式第8による機械設備見積比較表を用いて比較するものとする。

### 四 見積書の記載事項及び資料収集

見積書には、原則として、次の項目について記載を得るとともに、見積書に記載された機器等の仕様書など、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる資料を、収集するものとする。

- イ 宛名（見積を依頼する書面と見積書の関係を明らかにするため。）
- ロ 見積書に記載された機器等の名称、規格（型式、質量）、製造メーカー名及び機能
- ハ 新品機器等の購入費（一般管理費等を含む販売価格。）
- ニ 総合試運転費
- ホ 中古品売却価格
- へ 特別管理産業廃棄物（廃油、廃PCB等）等の処分費
- ト その他雑費（材料費、仮設費等。）
- チ 消費税等
- リ 機器等1台当たりの質量(t)
- ヌ 移転工期
- ル その他、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる事項

### 五 見積書の検証

見積を徴したときは、次の項目について検証するとともに、理由を記載した書面を作成するものとする。

- イ 見積書に記載された機器等について、同種同等であるとした理由又は同種同等の機器等が既に製造されていないなど、当該機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由
- ロ 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について、機能が最も近似であるとした理由
- ハ 見積書が、見積条件に適合しているとした理由

## 第4章 工数歩掛等

### (工数歩掛)

**第4** 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準 ((財)建築コスト管理システム研究所発行)
- 二 建設工事標準歩掛 ((財)建設物価調査会発行)
- 三 工事歩掛要覧 ((財)経済調査会発行)
- 四 下水道工事積算基準 ((財)下水道新技術推進機構発行)
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

### (据付工数)

**第5** 機器等の据付に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次の各号により算出するものとする。

#### 一 据付工数

据付工数は、次表の機械区分によるものとし、機器等の1台当たりの質量(t)に基づき工数歩掛により算出する。

ただし、質量が10tを超える場合などでこの工数歩掛により難しい場合及びキュービクル式受変電設備については、本基準第4により算定するものとする。

機械区分		工数歩掛	判断基準
第1類	簡易な機器等	$2.4X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造が簡単で、運動部分が少ない単体機械</li> <li>○可搬式、床置き、簡易固定式等で容易に移動が可能なもの</li> <li>○通常、簡単なレベル調整程度で、芯だし調整を要しないもの</li> <li>○他の機械との関連性がなく、単体で機能するもの</li> </ul>
第2類	一般汎用機器等	$4.8X^{0.776}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造が複雑で、運動部分を有する単体機械</li> <li>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの</li> <li>○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの</li> </ul>
第3類	貯槽類等	$4.8X$	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの</li> <li>○構造が比較的簡単で、運動部分が少ないもの</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの</li> <li>○レベル調整、芯だし調整等を要するもの</li> <li>○他の機械との関連性が少なく、単体で機能するもの</li> </ul>
第4類	搬送・荷役機器等	7.5X	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの</li> <li>○構造が複雑又は特殊で、運動部分が多いもの</li> <li>○通常、基礎及び架台等に固定されているもの</li> <li>○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの</li> </ul>

注1 この工数歩掛のXは、機器等の1台当たり質量(t)（2次側の配線・配管・装置等の質量は除く。）とする。

注2 この工数には、機械基礎のアカ溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含むものである。

注3 この工数には、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）に要する費用を含むものである。

注4 この工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用を含むものである。

## 二 作業環境による補正

据付工数は、施工現場の状況、作業環境及び施工条件等により、下表の作業区分に応じ、次の式により補正することができるものとする。

ただし、残地以外の土地を移転先とする場合は、原則として、悪環境における作業及び錯綜する場所における作業の補正はしないものとする。

（補正据付工数＝据付工数×（1＋補正率））

作業区分		補正率	判断基準
危険作業	高所又は地下における作業	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地表又は各階床面より5m以上の場所</li> <li>○地下2m以上の場所</li> </ul>
	悪環境における作業	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毒性ガスの発生する恐れのある場所</li> <li>○危険物、毒劇物を保管している場所</li> <li>○施工の作業性の悪い場所 （人力作業に限定される場所や傾斜地等）</li> </ul>
錯綜場所	錯綜する場所における作業	0.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機器回り、管廊等で特に錯綜する場所 （ボイラー室、機械室、監視室及び排水処理施設等で、機器等の設置に必要な作業用空間に多数の配管、配線、ダクト等が存する場合）</li> </ul>

注1 作業区分欄の2以上の項目に該当する場合は、その該当する補正率を加算するもの

とする。

### 三 職種別構成

上記一により算出した据付工数は、その90%を設備機械工とし、10%を普通作業員とする。

### (撤去工数)

**第6** 機器等の撤去に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次により算出するものとする。

#### 撤去工数

機器等の撤去工数は、復元する場合と再築する場合に区分し、据付工数に次表の撤去費率を乗じて算出する。

( 撤去工数 = 据付工数 × 撤去費率 )

なお、第5二ただし書きの規定により作業環境の補正をしていない場合で、機器等の撤去に当たり、悪環境における作業又は錯綜する場所における作業となる場合の据付工数は、第5二で定める式により補正するものとする。

区分	撤去費率
復元する場合 (又は中古品として処分する場合)	据付工数の60%
再築する場合	据付工数の40%

注1 機器等を再築する場合等で、既存の機器等を中古品として処分することが可能な場合の撤去工数は、上記区分の「復元する場合」の撤去費率により算出するものとする。

### (運搬台数)

**第7** 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式第7による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- 一 機器等の形状・寸法等 : 機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。
- 二 機器等の面積 : 機器等の形状・寸法から面積を算出する。
- 三 質量基準運搬台数 : 機器等の質量を使用トラックの積載可能質量で除して算出する。
- 四 面積基準運搬台数 : 機器等の面積を使用トラックの積載可能面積で除して算出する。
- 五 認定運搬台数 : 質量基準運搬台数と面積基準運搬台数を比較し、数量が多い台数とする。

#### トラック積載量

種類	荷台長 (m)	荷台幅 (m)	荷台面積 (㎡)	積載量 (ト)
2ト車	3.6	1.8	6.5	2.0
4ト車	6.0	2.2	13.0	4.0
10ト車	9.6	2.4	23.0	10.0

\* 運搬の際に支持物・固定物等が必要な場合は、当該事項を考慮のうえ使用するトラック

規格を認定すること。

## 第5章 算 定

### (算定内訳書)

**第8** 工事費の算定は、様式第1の機械設備調査表で作成した機器等ごとに様式第2、様式第3及び様式第4による機械設備算定内訳書及び様式第5による機械設備直接工事費明細書を用いて算定するものとする。

### (据付費)

**第9** 据付費とは、機器等の各部組立、レベル合わせ、芯だし、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）及び据付等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

#### 一 据付労務費

据付労務費とは、据付工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、次の式により算定する。

（ 据付労務費＝据付工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員） ）

#### 二 仮設費

仮設費とは、機器等の据付に当たって必要となる仮設材等の費用をいい、必要に応じて、積上げにより算定する。

### (撤去費)

**第10** 撤去費とは、機器等の解体及び撤去等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

#### 一 撤去労務費

撤去労務費とは、撤去工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、機器等を再使用する場合と再使用しない場合に区分し、次の式により算定する。

（ 撤去労務費＝撤去工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員） ）

#### 二 基礎撤去費

基礎撤去費とは、機器等の撤去完了後の機械基礎、基礎ピット等の解体及び撤去に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定する。

#### 三 仮設費

仮設費とは、高所や地下、他と近接する等の条件がある機器等を撤去するに当たって必要となる仮設足場、防護工及び土留工等の設置に要する費用をいい、必要に応じて積上げにより算定する。



2 撤去費の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

### （機械基礎費）

**第11** 機械基礎費とは、機械基礎及び基礎ピット等の築造に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定するものとする。

### （運搬費）

**第12** 運搬費とは、機器等の輸送に要する費用をいい、原則として次の式により、算定するものとする。

（ 運搬費＝認定運搬台数×運搬単価 ）

認定運搬台数は、第7（運搬台数）により算出した台数とし、運搬単価は、第2（数量計算書）により選定した積載質量(t)のトラック運搬費とする。

#### 一 復元運搬費

復元運搬費とは、機器等を復元するに当たり現在地から移転先地までの輸送に要する費用をいう。

#### 二 持込輸送費

持込輸送費とは、最寄りの機器製作工場等から移転先地までの機器等の輸送に要する費用をいう。

### （直接経費）

**第13** 直接経費とは、機器等の据付け完了後に実施する総合試運転等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

#### 一 総合試運転費

総合試運転費とは、製造工程等において複数の機器等が関連する場合に、運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷をかけて総括的に一定期間（時間）運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認等に要する費用をいい、その目的、範囲、方法、内容及び期間等を考慮し、必要に応じて算定する。

なお、機器等の据付け完了後に実施する機器単体調整試験、動作確認試験及び別途電気設備工事で実施する組合せ試験等については、据付労務費に含むものとする。

#### 二 電力料等

電力料等とは、単体試験及び総合試運転等の実施に必要な電気、水道、ガスの使用料並びに燃料費等をいい、必要に応じて算定する。

### 三 機械経費

機械経費とは、機器等の据付及び撤去工事に必要な工具、器具等の損料等をいい、次の式により算定する。

$$(\text{機械経費} = \text{据付労務費} \times \text{機械経費率} + \text{撤去労務費} \times \text{機械経費率})$$

機械経費率は、2%とする。

#### (補修費等)

**第14** 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備に要する費用並びに補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいい、次の式により算定するものとする。

ただし、これによることが適当でない認められる場合は、その他適切な方法により算定することができるものとする。

$$(\text{補修費等} = \text{据付労務費} \times \text{補修費率} + \text{撤去労務費} \times \text{補修費率})$$

補修費率は、20%とする。

なお、補修費等には、機器等の塗装に要する費用は含まれないため、必要に応じて別途個別に算定し、加算することができるものとする。

#### (材料その他)

**第15** 材料その他とは、機器等の据付及び撤去工事の施工に当たり必要となるその他の費用をいい、必要に応じて算定するものとする。

#### (共通仮設費)

**第16** 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

$$(\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率})$$

なお、別表2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

#### (据付間接費)

**第17** 据付間接費は、据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、交際費及び法定福利費等をいい、次の式により算定するものとする。

$$(\text{据付間接費} = \text{据付労務費中の設備機械工据付労務費} \times \text{据付間接費率})$$

据付間接費率は、130%とする。

既存の機器等を再使用する場合に当たっては、撤去労務費中の設備機械工撤去労務費に据付間接費率を乗じて撤去労務費に係る据付間接費を計上するものとする。

なお、据付間接費は、諸経費に含まれる現場管理費の対象としないものとする。

#### (諸経費)

**第18** 諸経費は、別表3諸経费率表に基づき、次の式により算定するものとする。

( 現場管理費 = 純工事費 × 現場管理费率 )

( 一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理费率 )

ただし、この率により求めた諸経費が適切と認められない場合は、専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法により算定することができるものとする。

#### (機器等購入費)

**第19** 新品の機器等の購入に要する費用をいい、機器等購入費は、当該製品メーカーの一般管理費等を含む販売価格とし、共通仮設費及び諸経費の対象としないものとする。

#### (売却価格)

**第20** 売却価格とは、機器等を再築又は復元する場合における既存の機器等の売却価格をいい、次の式により算定するものとする。

一 スクラップ（発生材）価格

イ 鉄くず

機器等 機器質量 × 鉄屑スクラップ価格（円/t）

その他構造物（鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く） 設計質量 × 80% × 鉄屑スクラップ価格（円/t）

ロ 銅くず

銅铸件単体類 機器質量 × 銅屑スクラップ価格（円/kg）

銅管、銅線類 設計質量 × 80% × 銅屑スクラップ価格（円/kg）

なお、被覆銅線の処分に当たっては、ナゲット処理費（被覆物の処理に要する費用）を控除する。

二 中古品売却価格

中古品としての市場性があると認められる機器等の中古品売却価格は、原則としてその現在価格の50%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により当該機器等の売却価格を算定し、控除するものとする。

#### (廃材処分費)

**第21** 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

二 廃材処分費

廃材処分費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等により算定する。

- 2 廃材処分費の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

**（申請手数料・検査料等）**

**第22** 機器等の復元又は再築に伴い必要となる各種法令上の許認可申請手数料及び検査料等は、必要に応じて個別に算定するものとする。

**（リース機械）**

**第23** リース契約による機器等を復元又は再築するに当たっては、個々の契約内容（リース期間、リース料、物件の所有者、損害保険の内容、契約終了時の処置等）に応じて個別に算定するものとする。

別表 1

## 機械設備等標準耐用年数表

単位：年

01 食料品工業			
食肉又は食鳥処理加工設備	21	マカロニ類又は即席めん類製造設備	21
鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備	18	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備	23
市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む。)	21	砂糖製造設備	23
水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備	18	砂糖精製設備	30
つけ物製造設備	16	水あめ、ぶどう糖又はキャラメル製造設備	23
トマト加工品製造設備	18	パン又は菓子類製造設備	21
その他の果実又はそ菜処理加工設備 むろ内用バナナ熟成装置 その他の設備	14 21	荒茶製造設備	18
		再製茶製造設備	23
		清涼飲料製造設備	23
かん詰又はびん詰製造設備	18	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備	32
化学調味料製造設備	16	清酒、みりん又は果実酒製造設備	28
味そ又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備 コンクリート製仕込そう その他の設備	58 21	その他の酒類製造設備	23
		その他の飲料製造設備	28
		酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用のものを除く。)	21
食酢又はソース製造設備	18	動植物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンター製造設備を含む。)	28
その他の調味料製造設備	21	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備 結氷かん及び凍結さら その他の設備	7 30
精穀設備	23		
小麦粉製造設備	30		
豆腐類、こんにゃく又は食ふ製造設備	18	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	21
その他の豆類処理加工設備	21	その他の飼料製造設備	23
コーンスターチ製造設備	23	その他の食料品製造設備	37
その他の農産物加工設備 粗製でん粉貯そう その他の設備	58 28	たばこ製造設備	18

02 繊維工業			
生糸製造設備 自動繰糸機 その他の設備	18 26	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップベニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備	26
		整経又はサイジング業用設備	26
		不織布製造設備	23
繭乾燥業用設備	34	フェルト又はフェルト製品製造設備	26
紡績設備	26	鋼、網又はひも製造設備	26
合成繊維かさ高加工糸製造設備	21	レース製造設備	31 36 36
ねん糸業用又は糸(前号に掲げるものを除く。)製造業用設備 織物設備	29 26	ラッセルレース機	
		その他の設備	
リヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	26	塗装布製造設備	36
染色整理又は仕上設備 圧縮用電極板 その他の設備	8 18	繊維製又は紙製衛生材料製造設備	23
		縫製品製造業用設備	18
		その他の繊維製品製造設備	39

03 製材・木製品工業			
可搬式造林、伐木又は搬出設備 動力伐採機 その他の設備	7 14	チップ製造業用設備	19
		単板又は合板製造設備	22
		その他の木製品製造設備	24
製材業用設備 製材用自動送材装置 その他の設備	19 29	木材防腐処理設備	31

04 家具・建具工業			
金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備 めっき又はアルマイト加工設備 溶接設備 その他の設備	18 26 34		

05 紙・紙加工品工業			
パルプ製造設備	28	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備	28
手すき和紙製造設備	16	その他の紙製品製造設備	23
丸網式又は短網式製紙設備	28	枚葉紙樹脂加工設備	21
長網式製紙設備	32	セロファン製造設備	21
ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備	28	繊維板製造設備	30

06 印刷・製本業			
日刊新聞紙印刷設備		金属板その他の特殊物印刷設備	21
モノタイプ、写真又は通信設備	10	製本設備	19
その他の設備	21	写真製版業用設備	13
印刷設備	19	複写業用設備	11
活字鋳造業用設備	21		

07 化学工業			
アンモニア製造設備	22	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備	22
硫酸又は硝酸製造設備	19	ビニールエーテル製造設備	19
溶成りん肥製造設備	19	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備	17
その他の化学肥料製造設備	24	エチレンオキサド、エチレングリコール、プロピレンオキサド、プロピレングリコール、ホリエチレングリコール又はポリプロピレングリコール製造設備	19
配合肥料その他の肥料製造設備	31	スチレンモノマー製造設備	22
ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備(塩素処理設備を含む。)	17	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備	19
硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備	17	アルギン酸塩製造設備	24
その他のソーダ塩又はカリ塩製造設備	22	フルフルル製造設備	26
金属ソーダ製造設備	24	セルロイド又は硝化綿製造設備	24
アンモニウム塩(硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。)製造設備	22	酢酸繊維素製造設備	19
炭酸マグネシウム製造設備	17	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備	24
苦汁製品又はその誘導体製造設備	19	その他の有機薬品製造設備	29
軽質炭酸カルシウム製造設備	19	塩化ビニレン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ホリエチレンテレフレート系樹脂、ふっ素樹脂又はけい素樹脂製造設備	17
カーバイド製造設備(電極製造設備を除く。)	22	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備	19
硫酸鉄製造設備	17	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備	22
その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備	22	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備	19
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備		レーヨン糸又はレーヨンステープ製造設備	22
よう素用坑井設備	7	酢酸繊維製造設備	19
その他の設備	17	合成繊維製造設備	17
ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備	14	石けん製造設備	22
塩化りん製造設備	12	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	22
りん酸又は硫化りん製造設備	17	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	17
りん又はりん化合物製造設備	24	ビタミン剤製造設備	14
べんがら製造設備	14	その他の医薬品製造設備(製剤又は小分包装設備を含む。)	17
鉛丹、リサーチ又は亜鉛華製造設備	26	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備	19
酸化チタン、リトポン又はバリウム塩製造設備	22	産業用火薬類(花火を含む。)製造設備	17
無水クロム酸製造設備	17	その他の火薬類製造設備(弾薬装てん又は組立設備を含む。)	14
その他のクロム化合物製造設備	22	塗料又は印刷インキ製造設備	22
二酸化マンガン製造設備	19	その他のインキ製造設備	31
ほう酸その他のほう素化合物製造設備	24	染料又は顔料製造設備	17
青酸製造設備	19	抜染剤又は漂白剤製造設備	17
硝酸銀製造設備	17	試薬製造設備	17
二硫化炭素製造設備	19	合成樹脂用可塑剤製造設備	19
過酸化水素製造設備	24	合成樹脂用安定剤製造設備	17
ヒドラジン製造設備	17	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備	19
酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備	24	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備	26
加圧式又は真空式製塩設備	24	接着剤製造設備	22

その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備 合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜 その他の設備	7 17	トール油精製設備 りゅう脳又はしょう脳製造設備 化粧品製造設備	17 22 22
活性炭製造設備	14	ゼラチン又はにかわ製造設備	14
その他の無機化学薬品製造設備	29	写真フィルムその他の写真感光材料(銀塩を使用するものに限る。)製造設備	19
石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備	19	磁気テープ製造設備	14
染料中間体製造設備	17	化工でん粉製造設備	24
アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備	19	活性白土又はシリカゲル製造設備	24
カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸(テレフタル酸ジメチルを含む。)製造設備	17	選鉱剤製造設備	22
イソシアネート類製造設備	17	電気絶縁材料(マイカ系を含む。)製造設備	29
炭化水素の塩化物、臭化物又はふっ化物製造設備	17	カーボンブラック製造設備	19
メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備	22	その他の化学工業製品製造設備	31
その他のアルコール又はケトン製造設備	19	石油精製設備(廃油再生又はグリース類製造設備を含む。)	19
アセトアルデヒド又は酢酸製造設備	17	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備	34
シクロヘキシルアミン製造設備	17	ピッチコークス製造設備	17
アミン又はメラミン製造設備	19	練炭、豆炭類、オガライト(オガタンを含む。)又は炭素粉末製造設備	19
ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸(酒石酸塩類を含む。)、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備	19	その他の石油又は石炭製品製造設備	34

<b>08 ゴム製品製造業</b>			
タイヤ又はチューブ製造設備	26	糸ゴム製造設備	23
再生ゴム製造設備	26	その他のゴム製品製造設備	26
フォームラバー製造設備	26		

<b>09 皮革製品製造業</b>			
製革設備	23	その他の革製品製造設備	29
機械づつ製造設備	21		

<b>10 窯業</b>			
板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)	35	セメント製造設備	33
その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)		生コンクリート製造設備	23
るつぼ炉及びびデータンク炉	8	セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備	
溶解炉	33	移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備	18
その他の設備	23	その他の設備	30
陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備		石灰又は苦石灰製造設備	20
倒炎がま:塩融式のもの	8	石こうボード製造設備	
倒炎がま:その他のもの	13	焼成炉	13
トンネルがま	18	その他の設備	30
その他の炉	20	ほうろろ鉄器製造設備	
その他の設備	30	るつぼ炉	8
炭素繊維製造設備		その他の炉	18
黒鉛化炉	10	その他の設備	30
その他の設備	25	石綿又は石綿セメント製品製造設備	30
その他の炭素製品製造設備		岩綿(鉱さい繊維を含む。)又は岩綿製品製造設備	30
黒鉛化炉	10	石工品又は擬石製造設備	30
その他の設備	30	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	
人造研削材製造設備		トンネルがま	30
熔融炉	13	その他の炉	25
その他の設備	23	その他の設備	38
研削と石又は研磨布紙製造設備			
加流炉	20		
トンネルがま	18		
その他の焼成炉	13		
その他の設備	25		

11 非鉄金属工業			
銅、鉛又は亜鉛精錬設備	25	チタニウム造塊設備	28
アルミニウム精錬設備	34	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備	34
ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属精錬設備	20	非鉄金属鋳物製造業用設備 ダイカスト設備 その他の設備	22 28
ニッケル、タングステン又はモリブデン精錬設備	28		
その他の非鉄金属精錬設備	34		

12 鋳鍛造製造業			
製鉄設備	31	鉄鋼鍛造業用設備	26
純鉄又は合金鉄製造設備	22	鋼鋳物又は鉄鋳物製造業用設備	22
製鋼設備	31	金属熱処理業用設備	22
連続式鋳造鋼片製造設備	26	その他の鉄鋼業用設備	33
鉄鋼熱間圧延設備	31	電線又はケーブル製造設備	22
鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備	31	光ファイバー製造設備	18
鋼管製造設備	31	金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備	18
鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備	24	粉末冶金製品製造設備	22
鉄くず処理業用設備	15		

13 金属製品工業			
鋼索製造設備	29	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備	
鎖製造設備	26	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15
溶接棒製造設備	24	その他の設備	24
くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備	26	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類製造設備	26
ねじ製造業用設備	22	農業用機具製造設備	26
溶接金網製造設備	24	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備	24
その他の金網又は針金製品製造設備	31	鋼製構造物製造設備	29
縫針又はミシン針製造設備	29	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	
押ししチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備	24	めっき又はアルマイト加工設備	15
その他の金属製容器製造設備	31	その他の設備	26
電気鋳めっき鉄板製造設備	26	核燃料物質加工設備	24
その他のめっき又はアルマイト加工設備	15	その他の金属製品製造設備	33
金属塗装設備			
脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15		
その他の設備	20		

14 機械器具製造業			
ボイラー製造設備	28	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	23
エンジン、タービン又は水車製造設備	25	産業用ロボット製造設備	25
農業用機械製造設備	28	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備	30
建設機械、鉱山機械又は原動機付車両製造設備	25	事務用機器製造設備	25
金属加工機械製造設備	23	食品用、暖ちゅう房用、家庭用又はサービス用機器(電気機器を除く。)製造設備	30
鋳造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備	28	産業用又は民生用電気機器製造設備	25
機械工具、金型又は治具製造業用設備	23	銃弾製造設備	23
繊維機械(ミシンを含む。)又は同部分品若しくは附属品製造設備	28	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備	28
風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備	28	自動車分解整備業用設備	30
冷凍機製造設備	25	上記以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備	32
玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備	23	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備	32



15 電気機械器具製造設備			
電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品製造設備	28	抵抗器又は蓄電器製造設備	25
光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	17	プリント配線基板製造設備	17
交通信号保安機器製造設備	34	フェライト製品製造設備	25
電球、電子管又は放電灯製造設備	22	電気機器部分品製造設備	34
半導体集積回路(素子数が500以上のものに限る。)製造設備	14	乾電池製造設備	25
その他の半導体素子製造設備	20	その他の電池製造設備	34

16 輸送機械製造設備			
自動車製造設備	22	鋼船製造又は修理設備	26
自動車車体製造又は架装設備	24	木船製造又は修理設備	29
鉄道車両又は同部分品製造設備	26	船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	
車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備(ミッション又はクラッチ製造設備を含む。)	22	鋳造設備	22
車両用ブレーキ製造設備	24	その他の設備	26
その他の車両部分品又は附属品製造設備	26	航空機若しくは同部分品(エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。)製造又は修理設備	22
自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備		その他の輸送用機器製造設備	29
めっき設備	15		
その他の設備	26		

17 精密機械器具製造業			
試験機、測定器又は計量機製造設備	26	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備	24
医療用機器製造設備	29	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備	24
理化学用機器製造設備	26	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備	29

18 その他製造業			
楽器製造設備	28	真空蒸着処理業用設備	20
レコード製造設備		マッチ製造設備	33
吹込設備	20	コルク又はコルク製品製造設備	35
その他の設備	30	つりざお又は附属品製造設備	33
がん具製造設備		墨汁製造設備	20
合成樹脂成形設備	23	ろうそく製造設備	18
その他の設備	28	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備	30
万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備	28	量表製造設備	
ボールペン製造設備	25	織機、い草選別機及びい割機	13
鉛筆製造設備	33	その他の設備	35
絵の具その他の絵画用具製造設備	28	畳製造設備	13
身近用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備		その他のわら工品製造設備	20
製鎖加工設備	20	木ろろ製造又は精製設備	30
その他の設備	30	松脂その他樹脂の製造又は精製設備	28
前掲の区分によらないもの	28	蚕種製造設備	
ボタン製造設備	23	人工ふ化設備	20
スライドファスナー製造設備		その他の設備	25
自動務歯成形又はスライダ製造機	18	真珠、貴石又は半貴石加工設備	18
自動務歯植付機	13	水産物養殖設備	
その他の設備	28	竹製のもの	5
合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備	20	その他のもの	10
発泡ポリウレタン製造設備	20	漁ろう用設備	18
繊維壁材製造設備	23	前掲以外の製造設備	38
歯科材料製造設備	30		

19 燃料販売業			
石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除く。)	36	液化石油ガソリンスタンド設備	22
洗車業用設備	28	機械式駐車設備	42
ガソリンスタンド設備	22		

20 その他の産業			
クリーニング設備	18	蓄電池電源設備	15
故紙梱包設備	18	フライアッシュ採取設備	33
火葬設備	40	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)	25
天然色写真現像焼付設備	15	ガス事業用供給設備	
その他の写真現像焼付設備	20	ガス導管: 鋳鉄製のもの	55
種苗花き園芸設備	25	ガス導管: その他のもの	33
砂利採取又は岩石の採取若しくは砕石設備	20	需要者用計量器	33
砂鉄鉱業設備	20	その他の設備	38
金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	上水道又は下水道業用設備	30
石炭鉱業設備(架空索道設備を含む。)		国内電気通信事業用設備	
採掘機械及びコンベヤ	13	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
その他の設備	23	アナログ交換設備	40
前掲の区分によらないもの	20	その他の設備	23
石油又は天然ガス鉱業設備		国際電気通信業用設備	
坑井設備	8	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
掘さく設備	13	アナログ交換設備	40
その他の設備	30	その他の設備	18
天然ガス圧縮処理設備	25	ラジオ又はテレビジョン放送設備	15
硫黄鉱業設備(精錬又は架空索道設備を含む。)	15	その他の通信設備(給電用指令設備を含む。)	23
その他の非金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	
鋼索鉄道又は架空索道設備		引湯管	13
鋼策	8	その他の設備	23
その他の設備	30	公衆浴場設備	
電気事業用水力発電設備	55	かま、温水器及び温かん	8
その他の水力発電設備	50	その他の設備	20
汽力発電設備	38	遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。)	23
内燃力又はガスタービン発電設備	38	ボーリング場用設備	
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備		レーン	13
需要者用計器	38	その他の設備	25
柱上変圧器	45	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他の設備	55	主として金属製のもの	43
鉄道又は軌道事業用変電設備	50	その他のもの	20
列車遠隔又は列車集中制御設備	30	キュービクル式受変電設備	
		サーキットブレーカー形(CB形)	25
		パワーヒューズ・スイッチ形(PF・S形)	20

別表 2

○ 共通仮設費率；下表の直接工事費に対応した率とする。

共通仮設費率表（機械設備）

直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)	直接工事費 (百万円)	共通仮設費率 (%)
3 以下	12.88	50 をこえ 55 以下	6.67
3 をこえ 4 以下	12.36	55 をこえ 60 以下	6.51
4 をこえ 6 以下	11.22	60 をこえ 70 以下	6.42
6 をこえ 8 以下	10.25	70 をこえ 80 以下	6.21
8 をこえ 10 以下	9.58	80 をこえ 90 以下	6.02
10 をこえ 12 以下	9.27	90 をこえ 100 以下	5.87
12 をこえ 14 以下	8.89	100 をこえ 120 以下	5.68
14 をこえ 16 以下	8.64	120 をこえ 140 以下	5.51
16 をこえ 18 以下	8.39	140 をこえ 160 以下	5.38
18 をこえ 20 以下	8.21	160 をこえ 180 以下	5.22
20 をこえ 22 以下	8.00	180 をこえ 200 以下	5.10
22 をこえ 24 以下	7.88	200 をこえ 300 以下	4.90
24 をこえ 26 以下	7.76	300 をこえ 400 以下	4.54
26 をこえ 28 以下	7.61	400 をこえ 500 以下	4.27
28 をこえ 30 以下	7.50	500 をこえるもの	4.13
30 をこえ 35 以下	7.39		
35 をこえ 40 以下	7.12		
40 をこえ 45 以下	6.95		
45 をこえ 50 以下	6.81		

- 注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- ② 本表の率を適用する直接工事費は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）を単位として算定した額とする。
- ③ 本表の共通仮設費率に含まれる費目とその内容は、以下のとおり。

運搬費	現場内における敷地内倉庫又は仮置場から据付現場までの運搬に要する費用 a. 機器及び材料の運搬 b. 仮設材料の運搬
準備費	工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用 完成時の清掃及び跡片付け費用
安全費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 不稼働日の保安要員等の費用 安全用品等の費用 安全委員会等に要する費用 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

別表3

- 現場管理費率；純工事費（直接工事費＋共通仮設費）に対応した率とする。
- 一般管理費等率；工事原価（純工事費＋据付間接費＋現場管理費）に対応した率とする。

諸経費率表（機械設備）

純工事費 (百万円)	現場管理費率 (%)	工事原価 (百万円)	一般管理費等率 (%)
3 以下	30.01		
3 をこえ 4 以下	29.79	5 以下	16.03
4 をこえ 6 以下	29.29	5 をこえ 6 以下	15.96
6 をこえ 8 以下	28.83	6 をこえ 8 以下	15.80
8 をこえ 10 以下	28.49	8 をこえ 10 以下	15.63
10 をこえ 12 以下	28.22	10 をこえ 12 以下	15.50
12 をこえ 14 以下	27.99	12 をこえ 14 以下	15.39
14 をこえ 16 以下	27.80	14 をこえ 16 以下	15.29
16 をこえ 18 以下	27.64	16 をこえ 18 以下	15.21
18 をこえ 20 以下	27.49	18 をこえ 20 以下	15.13
20 をこえ 22 以下	27.36	20 をこえ 22 以下	15.07
22 をこえ 24 以下	27.25	22 をこえ 24 以下	15.01
24 をこえ 26 以下	27.14	24 をこえ 26 以下	14.95
26 をこえ 28 以下	27.04	26 をこえ 28 以下	14.90
28 をこえ 30 以下	26.95	28 をこえ 30 以下	14.85
30 をこえ 35 以下	26.80	30 をこえ 35 以下	14.77
35 をこえ 40 以下	26.62	35 をこえ 40 以下	14.68
40 をこえ 45 以下	26.46	40 をこえ 45 以下	14.59
45 をこえ 50 以下	26.32	45 をこえ 50 以下	14.52
50 をこえ 55 以下	26.20	50 をこえ 55 以下	14.45
55 をこえ 60 以下	26.08	55 をこえ 60 以下	14.39
60 をこえ 70 以下	25.93	60 をこえ 70 以下	14.31
70 をこえ 80 以下	25.76	70 をこえ 80 以下	14.21
80 をこえ 90 以下	25.61	80 をこえ 90 以下	14.13
90 をこえ 100 以下	25.47	90 をこえ 100 以下	14.06
100 をこえ 120 以下	25.29	100 をこえ 120 以下	13.96
120 をこえ 140 以下	25.09	120 をこえ 140 以下	13.84
140 をこえ 160 以下	24.92	140 をこえ 160 以下	13.75
160 をこえ 180 以下	24.78	160 をこえ 180 以下	13.67
180 をこえ 200 以下	24.65	180 をこえ 200 以下	13.59
200 をこえ 300 以下	24.47	200 をこえ 300 以下	13.49
300 をこえ 400 以下	23.94	300 をこえ 400 以下	13.18
400 をこえ 500 以下	23.66	400 をこえ 500 以下	13.01
500 をこえるもの	23.54	500 をこえるもの	12.94
$Y = 60.95 X^{-0.0475}$ Y：現場管理費率(%) X：純工事費(円)		$Y = -1.5434 \text{Log} X + 26.368$ Y：一般管理費等率(%) X：工事原価(円)	

- 注) ① 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
- ② 本表の率を適用する純工事費又は工事原価は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）を単位として算定した額とする。

機械設備調査表

機械設備の所在地		調査年月日	調査者	整理番号	
機械設備の所有者の氏名又は名称	機械設備所有者の住所又は主たる事業所の所在地				
製造（加工）工程 <small>（当該工場における製品等の製造、加工又は販売等の工程及び建物等の配置との関係が複雑な場合は、製造、加工等行う製品ごとに第11条の「製造工程図」及び第12条の「動線配置図」を作成する。）</small>					
稼動状況等					
法令の適合性等					
その他の					





















## 14. 別記 10 附帶工作物調査算定要領





## 附帯工作物調査算定要領

### 第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この要領は、建物等及び立竹木並びに動産調査要領第2条第2項に掲げる工作物のうち、附帯工作物の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

2 前項の附帯工作物は、次表に区分する工作物のうち、附帯工作物の項に掲げるものをいう。

工作物区分	判 断 基 準
機械設備	<p>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</p>
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示す</p>

	<p>るもの</p> <p>コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
<p>附帯工作物</p>	<p>建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</p> <p>門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあつては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等</p>
<p>庭園</p>	<p>立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。</p>
<p>墳墓</p>	<p>墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。</p>

#### (用語の定義)

**第2条** この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。

2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。

3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。

4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

## 第2章 調査及び調査表等の作成

#### (調査)

**第3条** 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の事項について行うものとする。

- 一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況
- 二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（又は新設）年月
- 三 その他補償額算定に必要と認められる事項
- 四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握

できる写真の撮影

- 2 前項第二号の設置年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家等の意見等の方法によるものとする。
- 3 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

#### (調査表)

**第4条** 附帯工作物の調査表は、前条の調査の結果に基づき、様式第1の附帯工作物調査表に、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 附帯工作物の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号 所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名 附帯工作物の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所 附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 種類・名称 附帯工作物の種類又は名称
- 八 構造、形状、寸法 附帯工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
- 九 数量 附帯工作物の数量
- 十 設置年月 附帯工作物の設置（又は新設）年月
- 十一 備考 復元の可否、及びその他参考事項（必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等）

#### (図面)

**第5条** 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 附帯工作物配置図
  - 二 附帯工作物の詳細図
  - 三 写真撮影方向図
- 2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。
- 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
  - 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3番横とする。
  - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
  - 四 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号による。
  - 五 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
  - 2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
  - 3 構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

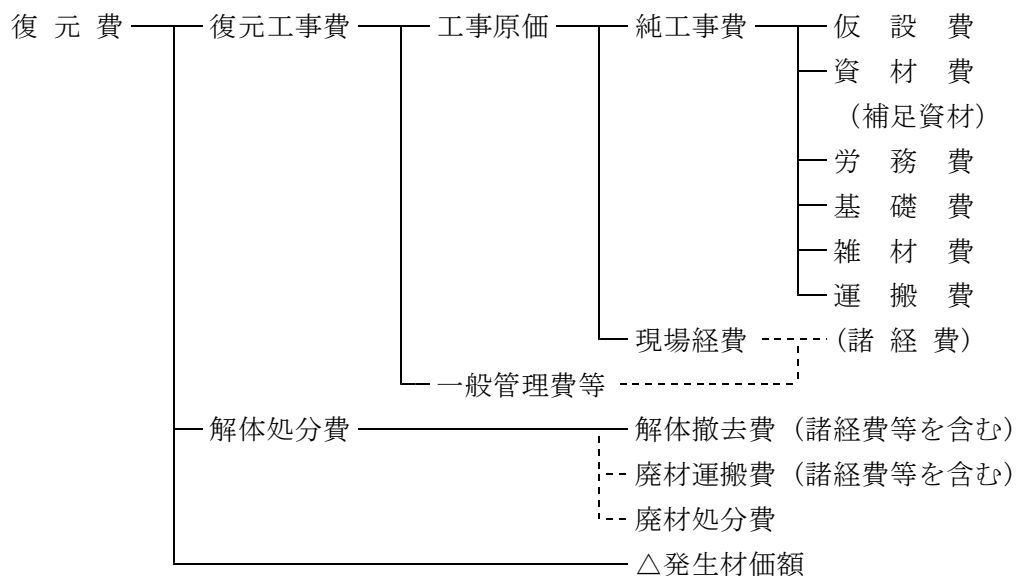
- 六 図面等に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- 2 図面等に表示する面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 七 配置図は、木造建物調査積算要領別添1 木造建物図面作成基準（別表）又は非木造建物調査積算要領別添1 非木造建物図面作成基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。
- 八 詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
- 九 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
- 十 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 次の各号に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。
- 一 附帯工作物配置図 100分の1又は200分の1
  - 二 各附帯工作物の詳細図 50分の1又は100分の1
  - 三 写真撮影方向図 100分の1又は200分の1

### 第3章 算 定

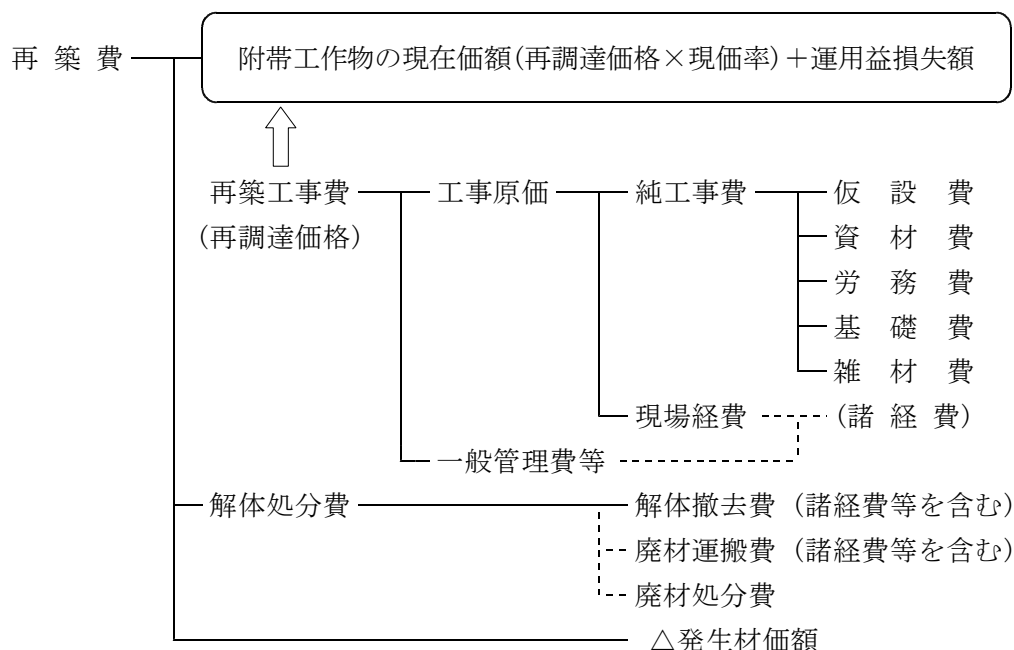
#### （補償額の構成）

第6条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

#### ＜復元費の構成＞



<再築費の構成>



(補償額の算定)

第7条 附帯工作物の復元費及び再築費は、附帯工作物補償額算定書（様式第2）を用いて、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 発生材価額

二 再築費 = 附帯工作物の現在価額（再調達価格×現価率）  
+ 運用益損失額 + 解体処分費 - 発生材価額

2 附帯工作物の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \times \frac{n}{N}\right) \left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}} \right\}$$

n：附帯工作物の経過年数

N：附帯工作物の標準耐用年数（又は実態的耐用年数）

r：年利率

一 附帯工作物の経過年数

附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置（又は新設）から補償額算定の時期までの年数をいうものとする。

二 附帯工作物の標準耐用年数

附帯工作物の標準耐用年数は、別表附帯工作物標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

なお、標準耐用年数によることが適当でないと思われる場合は、専門家等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐

用年数を定めることができるものとする。

- 3 復元費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。
  - 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
  - 二 資材費 補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。
  - 三 労務費 復元工事に要する費用を計上する。
  - 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
  - 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
  - 六 運搬費 再使用材の運搬に要する費用を計上する。
- 4 再築費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。
  - 一 仮設費 やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
  - 二 資材費 主要資材、副資材の費用を計上する。
  - 三 労務費 再築工事に要する費用を計上する。
  - 四 基礎費 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
  - 五 雑材費 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
- 5 解体処分費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。
  - 一 解体撤去費 解体撤去に要する費用を計上する。
  - 二 廃材運搬費 附帯工作物の所在地から廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。
  - 三 廃材処分費 解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。
- 6 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には当該各号によるほか、石綿調査算定要領により算定を行うものとする。
- 7 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を除く。）の各々に、建物等移転料算定基準別表ハ－2諸経费率表による諸経费率を乗じて計上するものとする。
- 8 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

別表 附帯工作物標準耐用年数表

区 分		判断基準	標準耐用年数
1	木製類	主たる構造が木製のもの	31
2	コンクリートブロック類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	36
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	46
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	38
5	れんが類	れんがを主要資材として施工されたもの	40
6	鋼製類・アルミ類	主たる構造が金属製（鋼製、鋳鉄製、アルミ製など） のもの	30
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	32
8	舗装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	34
9	井戸	打込井戸	29
		掘井戸	72

様式第1 附帯工作物調査表

様式第2 附帯工作物補償額算定書







### 附 帯 工 作 物 再 築 補 償 率 表

年利率 2.0%

区 分	9-①	6	1	7	8	2	4	5	3	9-②	
	打込井戸	鋼製類・珪石類	木製類	電気設備等	舗 装	コンクリートブロック類	石材類	れんが類	鉄筋コンクリート類	掘井戸	
標準耐用年数	29年	30年	31年	32年	34年	36年	38年	40年	46年	72年	
経 過 年 数	1	98.4	98.5	98.6	98.6	98.8	98.9	99.0	99.1	99.3	99.7
	2	96.8	96.9	97.1	97.2	97.5	97.7	97.9	98.1	98.5	99.4
	3	95.1	95.3	95.6	95.8	96.2	96.5	96.8	97.1	97.8	99.1
	4	93.3	93.6	94.0	94.3	94.8	95.3	95.7	96.1	97.0	98.8
	5	91.4	91.9	92.3	92.7	93.4	94.0	94.5	95.0	96.1	98.5
	6	89.5	90.1	90.6	91.0	91.9	92.6	93.3	93.9	95.3	98.2
	7	87.5	88.2	88.8	89.3	90.4	91.2	92.0	92.7	94.4	97.9
	8	85.4	86.2	86.9	87.6	88.8	89.8	90.7	91.5	93.4	97.5
	9	83.3	84.2	85.0	85.7	87.1	88.3	89.3	90.3	92.5	97.1
	10	81.1	82.1	83.0	83.8	85.4	86.7	87.9	89.0	91.5	96.7
	11	78.8	79.9	80.9	81.9	83.6	85.1	86.4	87.6	90.4	96.3
	12	76.4	77.6	78.7	79.8	81.7	83.4	84.9	86.2	89.4	95.9
	13	73.9	75.2	76.5	77.7	79.8	81.7	83.3	84.8	88.2	95.5
	14	71.3	72.8	74.2	75.5	77.8	79.9	81.7	83.3	87.1	95.1
	15	68.6	70.3	71.8	73.2	75.8	78.0	80.0	81.7	85.9	94.6
	16	65.9	67.7	69.3	70.9	73.6	76.1	78.2	80.1	84.6	94.1
	17	63.0	65.0	66.8	68.4	71.4	74.1	76.4	78.4	83.4	93.6
	18	60.1	62.2	64.1	65.9	69.1	72.0	74.5	76.7	82.0	93.1
	19	57.0	59.3	61.3	63.3	66.8	69.8	72.5	74.9	80.6	92.6
	20	53.8	56.2	58.5	60.6	64.3	67.6	70.5	73.1	79.2	92.1
	21	50.6	53.1	55.5	57.8	61.8	65.3	68.4	71.2	77.7	91.5
	22	47.2	49.9	52.5	54.9	59.2	62.9	66.3	69.2	76.2	90.9
	23	43.7	46.6	49.3	51.9	56.5	60.5	64.0	67.1	74.6	90.3
	24	40.0	43.2	46.1	48.8	53.7	57.9	61.7	65.0	73.0	89.7
	25	36.3	39.6	42.7	45.6	50.8	55.3	59.3	62.8	71.3	89.0
	26	32.4	35.9	39.2	42.3	47.8	52.6	56.8	60.6	69.6	88.4
	27	28.4	32.2	35.6	38.9	44.7	49.8	54.3	58.3	67.8	87.7
	28	24.3	28.2	31.9	35.3	41.5	46.9	51.6	55.8	65.9	87.0
	29	20.0	24.2	28.1	31.7	38.2	43.9	48.9	53.4	64.0	86.2
	30		20.0	24.1	27.9	34.8	40.8	46.1	50.8	62.0	85.5
	31			20.0	24.0	31.3	37.6	43.2	48.1	59.9	84.7
	32				20.0	27.6	34.3	40.2	45.4	57.8	83.9
	33					23.9	30.9	37.1	42.5	55.6	83.1
	34					20.0	27.4	33.9	39.6	53.4	82.2
	35						23.7	30.6	36.6	51.0	81.3
	36						20.0	27.2	33.5	48.6	80.4
	37							23.6	30.3	46.2	79.4
	38							20.0	27.0	43.6	78.5
	39								23.5	41.0	77.5
	40								20.0	38.2	76.4
	41									35.4	75.3
	42									32.5	74.2
	43									29.5	73.1
	44									26.4	71.9
	45									23.3	70.7
	46									20.0	69.5
	47										68.2
	48										66.8
	49										65.5
	50										64.1
	51										62.6
	52										61.1
	53										59.6
	54										58.0
	55										56.4
	56										54.7
	57										52.9
	58										51.2
	59										49.3
	60										47.4
	61										45.5
	62										43.5
	63										41.4
	64										39.3
	65										37.1
	66										34.9
	67										32.6
	68										30.2
	69										27.8
	70										25.2
	71										22.7
	72										20.0

## 16. 別記 1 2 石綿調査算定要領



## 石綿調査算定要領

### (適用範囲)

第1条 この要領は、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日付け用地対策連絡会決定）第15の建物等の移転料の算定に係る取りこわし工事費、切取工事費、解体工事費及び曳家工事費のうち、石綿含有建材に係るものの調査積算に適用するものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において「対象石綿」とは、「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に定める「アスベスト含有吹付け材」、「アスベスト含有保温材等」及び「アスベスト含有成形板」をいう。

2 この要領において「石綿調査」とは、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条に基づき建物等の対象石綿の使用状況を調査し、使用の有無を判定することをいう。

3 この要領において「不可視部分」とは、石綿調査の対象となる建物等に対して剥離又は破壊をしなければ調査ができない部分をいう。

4 この要領において「既存図」とは、石綿調査の対象となる建物等の建築確認申請書の設計図、建築請負契約書の添付設計図、建物等完成時の竣工図、その他法令の定めによって作成された図面のほか、修繕等の建築記録をいう。

5 この要領において「分析調査」とは、対象石綿の有無を確認するため、石綿調査の対象となる建物等から試料を採取し、採取した試料（以下「検体」という。）を分析し、必要に応じた採取箇所の補修を行うまでの一連の作業をいう。

### (調査の施行)

第3条 石綿調査に当たっては、この要領に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第39号）及び石綿則等の規定に準拠するものとする。

### (石綿調査)

第4条 石綿調査は、現地における調査を基本とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、調査を行うものとする。

一 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等への対象石綿の使用の有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」又は「石綿使用の可能性あり、または不明」の判定を行うものとする。

ロ イによる調査の結果、「石綿使用の可能性あり、または不明」と判定した場合は、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

## 二 石綿含有成形板

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等への対象石綿の使用の有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」「石綿使用あり」「不明」の判定を行うものとする。

ロ イによる調査の結果、「不明」と判定した場合は、可能な限り分析調査を行うものとする。ただし、試料採取箇所の補修を行うことが通常妥当と認められないような場合には、石綿則第3条第2項の規定に基づき対象石綿が使用されているとみなすこと（以下「みなし含有」という。）ができるものとする。

ハ 分析調査を行う場合は、建物等の所有者の協力を得て実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

ニ みなし含有とする場合は、アスベスト診断士等の専門家の意見を参考とし、調査可能な範囲をもって対象石綿の種類及び施工範囲を決定するものとする。

2 前項の調査の結果、対象石綿の使用が確認された場合（みなし含有とした場合を含む。）には、対象石綿の施工状況が把握できる写真を撮影するものとする。

### （調査表）

第5条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式第1の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 所在地 調査した建物等の所在地
- 二 調査年月日 調査を実施した年月日
- 三 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号 所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名 建物等の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所 建物等の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 建物等の仕上材等の調査結果 調査した仕上材等の名称、調査方法
- 八 検体の分析結果 検体の分析結果（専門機関の報告書を含む。）
- 九 最終判定 対象石綿の使用の有無
- 十 備考 判定根拠に関する事項及びその他参考事項

### （図面）

第6条 作成する図面の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 石綿施工状況図
- 二 写真撮影方向図

2 石綿施工状況図は、木造建物調査積算要領、非木造建物調査積算要領、機械設備調査算定要領及び附帯工作物調査算定要領に定める図面を利用し、対象石綿の使用されてい

る位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。

- 3 写真撮影方向図は、前項に定める図面のうち対象石綿の位置が確認できるものを基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入するものとする。

#### (分析調査)

第7条 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。

- 2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第2の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名押印を求めるものとする。
- 3 試料の採取及び検体分析の方法は、JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）とする。
- 4 検体の分析は、定量分析までを行うことを原則とする。ただし、定性分析において含有が確認されなかった場合は、定量分析を行わないものとする。
- 5 検体の分析結果は、石綿調査表に記載し、検体の分析を行った専門機関の報告書を添付するものとする。

#### (補償額の算定)

第8条 対象石綿の除去処分費用は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）その他関係法令等に定める方法等に基づく除去処分に要する諸費用について適正に算定するものとする。

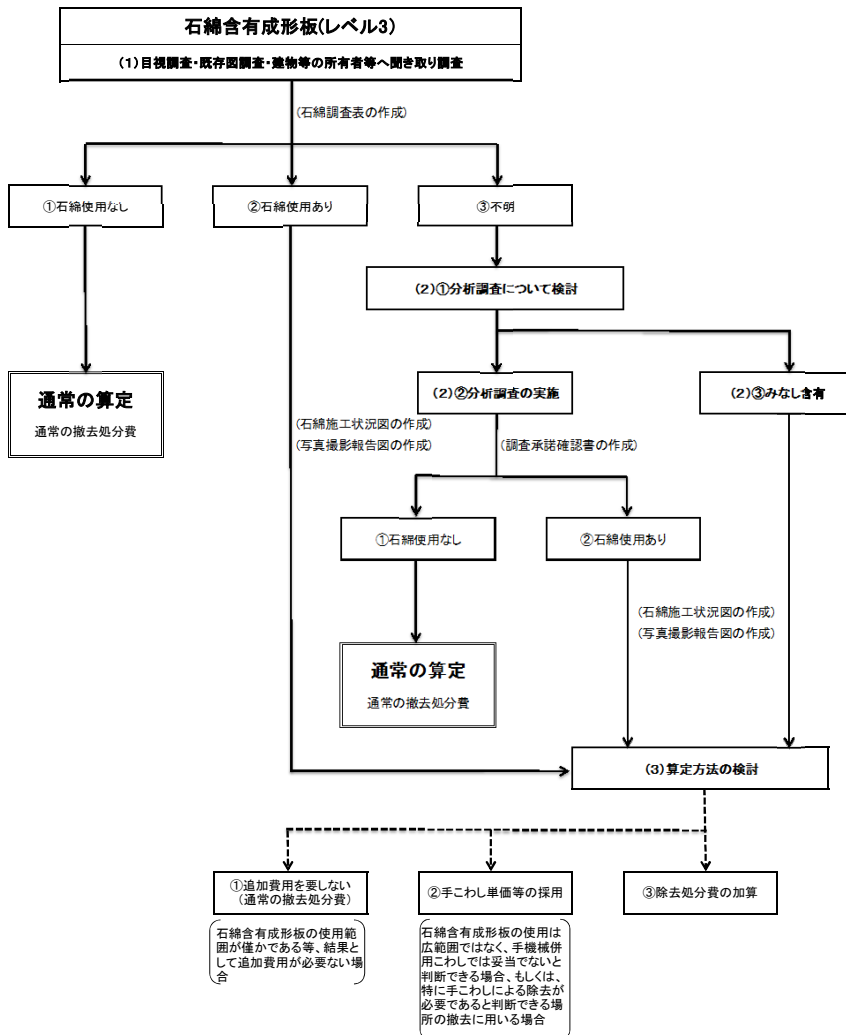
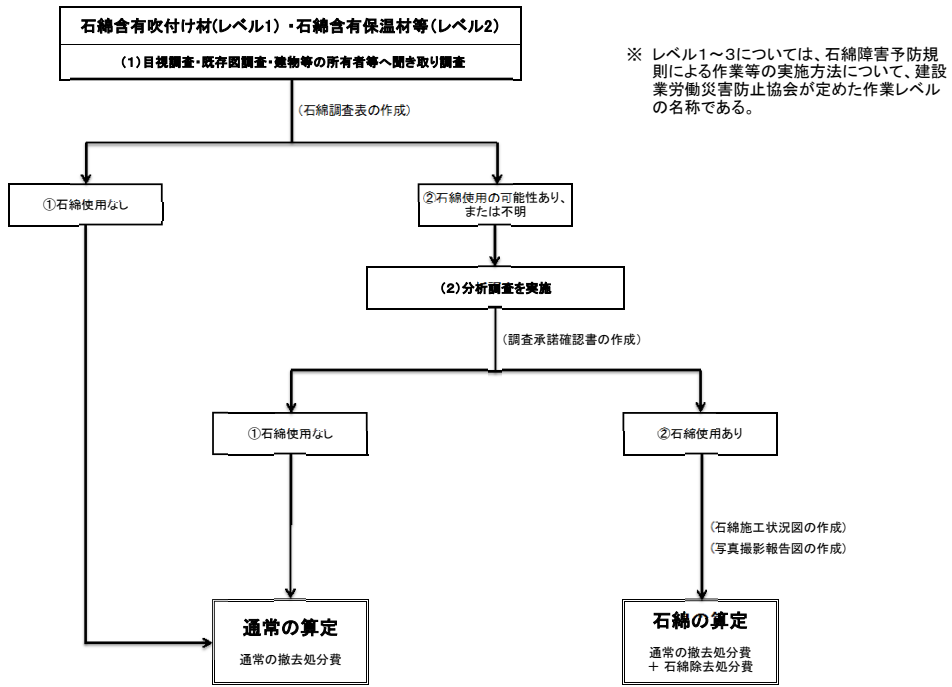
- 2 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去処分に要する費用は、第6条に定める図面を提示し、第5項に定める記載事項及び記載方法を明確にした上で原則として2社以上の専門業者から石綿則等の関係法令に準拠した除去処分に要する費用の見積を徴することとし、見積価額等の妥当性を検証した上で最も低額な見積価額を採用することを原則とする。
- 3 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を使用した建物等の撤去処分に要する補償額の算定に当たっては、石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等が使用されていない場合の撤去処分に要する費用に前項による除去処分に要する費用を加えた額を原則とする。
- 4 石綿含有成形板の除去に要する費用については、施工の箇所及び状況に応じた適切な除去方法を選択し、除去に要する費用の必要性が認められるものについて、当該費用を算定することとする。なお、当該費用を見積により徴する場合は第2項に準じるものとする。
- 5 第2項による見積は、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額について記載を得ることとし、建物等が複数ある場合は、各棟ごとに記載又は、各棟ごとに分別が可能な記載とする。

一 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等が使用されている場合

- イ 作業場の隔離、養生等の費用
  - ロ 保護衣・呼吸用保護具等の費用
  - ハ 湿潤化の費用
  - ニ 石綿の除去費用
  - ホ 石綿廃材の運搬費用
  - ヘ 石綿廃材の処分費用
  - ト 諸経費等
- 二 石綿含有成形板が使用されている場合
- イ 石綿の除去費用
  - ロ 石綿廃材の運搬費用
  - ハ 石綿廃材の処分費用
  - ニ 諸経費等
  - ホ イからハのうち、記載が必要な項目



(参考資料) レベル別石綿調査算定フロー



## 石 綿 調 査 表

調 査 年 月 日	平成○年○月○日	調 査 者	○○○○○○○○○○
建 物 等 の 所 在 地	○○市○○○字○○○○○○○○○○		
建 物 等 の 所 有 者	住所(所在地)	○○県○○市○○町○丁目○番○号	
	氏名(名称)	○ ○ ○ ○	
建 物 等 の 番 号	○	建物の構造・用途・面積	○○造 ○○建 ○○○ ○○○㎡
(1) 建物等の建築時期の調査	建物建築等時期 年 月	<input type="checkbox"/> 建物登記記録	<input type="checkbox"/> 建築確認書
		<input type="checkbox"/> 建築請負契約書	<input type="checkbox"/> 設計図書
		<input type="checkbox"/> その他 ( )	
(2) 調査方法及び石綿含有建材の名称	<p>○調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視による石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・ 設計図書等による石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・ 施工業者等への石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・ 建物等所有者への石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・ その他の方法 ( ) での石綿使用の有無の確認  <input type="checkbox"/>なし    <input type="checkbox"/>あり    <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> </ul> <p>○使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称 ( )</p> <p>○調査した石綿含有成形板（仕上げ材等）の名称 ( 別紙「石綿含有建築材料表」参照 )</p> <p>○分析調査の有無  <input type="checkbox"/>分析調査する    <input type="checkbox"/>分析調査しない</p>		
(3) 分析調査	分析調査結果報告書による <input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない		
(4) 最終判定 (対象石綿の使用有無)	<input type="checkbox"/> 使用されている（みなし含有の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 使用されていない		
備 考			

別紙

### 石綿含有建築材料表

建物等の番号：

所有者：

仕上材名称	形状寸法	石綿使用の判定	備考
<b>屋根工事</b>			
日本瓦葺	いぶし瓦・野地板を除く下地共	使用なし	○
カー鉄板瓦葺	厚0.35mm・野地板を除く下地共	使用なし	○
日本瓦葺	ゆう薬瓦・標準色・野地板を除く下地共	使用なし	○
<b>外壁工事</b>			
壁・スレートボード張	フキシプル板・厚5mm・突付張・下地別途	使用の可能性あり	△
内外装・複層仕上塗材仕上	複層塗材・セメント吹付タイル	使用なし	○
壁・混合プラスター塗	厚20mm・ラスボード共	使用なし	○
壁・けい酸カルシウム板張	化粧板・厚6mm・目透張・下地別途	使用なし	○
天井・化粧スレートボード	軒天用・厚3mm・目透張・下地別途	不明	△
外壁・石綿スレート板張	小波・木造下地・下地別途	使用あり	×

判定・・・○ 石綿の使用なし

△ 石綿の使用の可能性ありまたは不明

× 石綿の使用あり

